

資料

琉球民族遺骨返還訴訟への意見書

板垣竜太[†]

要約：本資料は、京都大学が保管する琉球民族遺骨の返還を求める集団訴訟で、京都地裁に提出した意見書である。本意見書は、まず人骨研究を中心とする近代人類学の系譜を整理したうえで、京都帝国大学の人類学者が統計学的手法を駆使しながら集団的に人骨研究を進めたことを明らかにした。そのうえで京都帝大の人類学者による琉球遺骨の収集には、解剖学教室の金関丈夫によるもの（1929年）と病理学教室（清野謙次人類学研究室）の三宅宗悦によるもの（1933年）の2系統があり、前者は台北帝国大学に移管され、後者が京都帝大に残されたことを論証した。最後に、人骨収集の態度において、本州・四国・九州における慎重さと、南島における手軽さが対照的であったことを示し、植民地状況においては「純粹」な科学研究に対する法的・倫理的な歯止めが働かなくなったという意味で、それを「植民地主義的ダブルスタンダード」と呼んだ。

キーワード：人類学、人骨、人種、植民地主義、大学

目次

はじめに

1. 京都帝大の人類学の系譜と特徴
 - 1-1. 人類学の人骨研究
 - 1-2. 京都帝大の人類学者
 - 1-3. 人種学の特性と研究の組織性
2. 京都帝大の人類学者の琉球人骨研究
 - 2-1. 南島の人類的調査の位相
 - 2-2. 金関コレクションの琉球人骨
 - 2-3. 清野コレクションの琉球人骨
3. 遺骨と人骨
 - 3-1. 植民地主義的ダブルスタンダード
 - 3-2. 拝みと権力

おわりに

[†]同志社大学社会学部教授

*2020年6月29日受付，2020年6月30日掲載決定

【解題】

本資料は、2020年4月7日付で京都地方裁判所に私が提出した鑑定意見書である。

2018年12月4日、琉球民族の5名が、京都大学の総合博物館で保管されている26体の遺骨の返還を同大学に求めて、京都地裁に提訴した。この遺骨はいずれも沖縄県国頭郡今帰仁村に位置する百按司墓^{ひゃくあしのみほか}に由来するものである。原告5名のうち2名は、第一尚氏の子孫として、この墓の祭祀承継者にあたる。3名はそうした意味での祭祀承継者ではないが、「琉球民族であり先住民族」として原告に名を連ねた。

この原告団の構成に、既に「琉球民族遺骨返還請求事件」裁判の性格がよく表れている。この民事裁判の法律上の争点は、被告（京都大学）が遺骨の占有権限を有しているかどうか、返還を拒否していることが不法行為を構成するかどうかにある。ただ、訴状によれば、原告は所有権をめぐる訴えを通じて、より「本質的」なことを問おうとしている。すなわち、京都大学の返還拒否の背景と原因が、明治維新以降の日本国家による琉球王国の解体と植民地化の歴史、戦後も継続する日本国家と大学による琉球・沖縄差別にあるということ、訴状の端的な表現でいえば、「学知の植民地主義」を法廷で問うことこそが本訴訟の「本質的事項」である。したがってこれは、「植民地支配と植民地主義に対する歴史の清算を問う訴訟であり、琉球民族であり先住民族としての自己決定権と琉球民族・先住民族としての民族的・文化的・宗教的アイデンティティの権利の行使としての訴訟」である。だからこそ、民法上の祭祀承継者や遺骨の所有権の主張に加えて、先住民族の諸権利を定めた国際人権法を根拠とした訴えを起こしたのである。

それに対して被告京都大学は、確かに当時助教授だった金関丈夫^{かねせきとけお}が沖縄で人骨を収集したが、それは「沖縄県庁の学務課担当者」や「沖縄県警察部長」を通して手続きをおこなったのだから盗掘ではない、百按司墓の祭祀承継者は久しく絶えていた、返還する法的根拠はない、（そもそも京大は原告に遺骨を見せることすら拒否しているというのに）原告が所有権を有しているというならそれを原告自らが主張・立証すべきだなどと、それこそ「学知の植民地主義」を体現するような答弁書を出してきた（2019年3月1日）。国外の多くの研究機関や博物館が、先住民族や植民地化された地域の諸民族から奪った人骨を返還している流れに逆行するような、真摯さを欠いた組織防衛的な対応だった。

私がこの裁判に関与することになったのは、本意見書にも書いたような人類学と植民地主義という私の研究上の原点となるテーマに関わるから、というだけではない。ここで、意見書にはあえて記さなかった経緯を明かしておこう。

私は、「ボチの会」という名の小さな研究集団の一員として、10年以上にわたって1-2年に1回は奄美大島に行き、奄美郷土研究会の方々と語ったり、地元の資料を整理したりといったことをおこなってきた。その関係で、2018年1月、名瀬^{なせ}の古本屋の店主である森本眞一郎氏に案内していただき、笠利地域の隆起珊瑚礁の横穴を利用してつくられた古い墓をお参りした。その頃には既に琉球民族の遺骨返還運動が起きつつあったので、「なるほど、沖縄では金関丈夫がこういう墓から遺骨を持ち去ったのだな」などといった会話も交わっていた。ところが、その直後の2018年2月、大津幸夫氏と原井一郎氏を中心とした奄美大島・徳之島・喜界島の3島の遺骨返還運動が立ち上がった（「京都大学収蔵の奄美人遺骨問題への対応について」2018年2月11日）。遺骨が持ち去られた墓のなかには、私たちが参った墓も含まれていた。私は、自分の目では「見ていた」のに問題としては「見ていなかったこと」に気づくとともに、琉球民族遺骨返還運動をどこかまだ他人事として考えていたことを痛く反省した。

そこで、京都に住み、奄美にも関わってきた者として、また人類学という学問分野に片脚を置くとともに、植民地主義批判を研究の基軸としてきた者として、まずは1930年代の京都帝大の人類学者による奄美の調査がいかなるものだったかを調べることから始め、2019年3月に奄美郷土研究会で発表をおこなった。

ところが、その調査過程で、思わぬことが判明した。奄美3島から遺骨を持ち去ったの

は、京都帝大医学部の病理学者にして人類学者の清野謙次研究室の三宅宗悦^{きよのけんじ}だった（三宅の奄美3島およびトカラ列島での人類学的調査については、別稿でまとめる予定である）。三宅は1933年12月に奄美大島の笠利で集中的に人骨を集めたのちに、名瀬にいったん戻り、そこから沖縄本島に渡航してさらに人骨を集めた。清野謙次人骨コレクションでは収集順に通し番号を振っていたが、奄美大島の人骨と沖縄本島の人骨は一連の番号が振られていた。そして本訴訟で返還請求対象となっている26体のうち25体は、まさにこの清野コレクション中の三宅収集分だった。もちろん、金関丈夫がそれ以前の1929年1月に沖縄本島各地で人骨を収集したことは間違いないが、金関はその後赴任した台北帝大にそれらを全て持っていった。

一方、裁判の方は、京大の総合博物館にある琉球民族遺骨が金関収集によるものだということを前提に進んでいたし、被告側もその事実自体を争ってはいなかった。すなわち、基礎的な事実関係の誤解のうえに裁判が進行していた。私は奄美の方面からこの問題にアプローチしたために三宅宗悦という人類学者について調べることになり、その関係でたまたまこの誤解に気づくことになった。事実認定に関わるので、これは是正されなければならないが、私としては、裁判に悪影響を及ぼすことは避けたかった。

そこで私は原告団や弁護団とも適宜情報を交換しながら、京大や国立台湾大の琉球遺骨の来歴について、さらに慎重に調査を進めた。2019年9月に開かれた琉球遺骨返還請求訴訟・琉球合宿にも参加し、その場で、それまで調べた事実関係と私の認識を披露した。京大に現在ある遺骨が、これまで言われてきたように金関収集によるものではなく、ほとんどが三宅収集によるもので、それが明らかになったことによって問題が複雑化はしたものの、琉球民族の遺骨をめぐる京都帝大-京都大学の責任はむしろ深まった。私はそうした旨の報告をおこなったが、原告団・弁護団・支援者の理解を得られたと思う。

こうした経緯もあって、弁護団からの鑑定意見書の提出依頼に対し、私は二つ返事で引き受けた。そうして書き上げたのが、本意見書である。

私が意見書のなかで留意したのは、人骨の大量収集が「異常」な個人の「逸脱」行為としておこなわれたというよりも、むしろ「正常」な「科学的」営為として集団的におこなわれたのを示すことだった。「純粹」な科学は、ときに倫理や法令をもこえて突き進む。特に住民集団の意志を軽視できると考える植民者エリートのポジションからは、科学の歯止めとなるような倫理や法の制御が働かなくなっていく。そうした点を客観的に論証しようと心がけた。そのことは、学問のあり方に植民地主義が根深く体制化されており、それが歴史的に構造化されてきたことも示唆するものである。だからこそ、その構造を意識的に解体していこうとしない限り、植民地主義的な体制と思考は再生産され続ける。この裁判が、そうしたことを考えるきっかけとなり、変える契機となってほしいと願っている。

平成 30 年（ワ）第 3979 号
琉球民族遺骨返還請求事件

2020 年 4 月 7 日

京都地方裁判所 第 3 民事部合議 DC 2 係 御中

意見書

板垣 竜太

はじめに

私は東京大学教養学部時代から文化人類学を専攻し、2006年に同大学院の総合文化研究科の文化人類学コースで博士（学術）学位を取得した。博士論文をもとに出版した『朝鮮近代の歴史民族誌：慶北尚州の植民地経験』（明石書店、2008年）は高く評価され、毎年1名だけが授与される文化人類学界の中心的な学術賞である澁澤賞を受賞したこともある。

私が文化人類学を専攻しながら「植民地経験」を主題とし、歴史研究に没頭したのは、本件訴訟のキーワードとなっている「学知の植民地主義」、それも人類学の植民地主義への批判が原動力となっていた。とりわけ1980年代以降、文化人類学では植民地主義とその残滓に対する批判が世界的に巻き起こっていた。私はその影響を強く受け、人類学の歴史を批判的に辿りなおす作業をしているうちに、植民地経験そのものを描き出す方向に研究を展開することになった⁽¹⁾。

こうした知的遍歴を有している私にとって、本件訴訟の被告・京都大学の対応は驚き以外の何ものでもなかった。植民地主義への反省から生まれた世界的な遺骨返還の流れを意にも介さず、いまだに「人類学」を名のる学問分野において、歴史と権力の問題を看過したまま、かつて収集した人骨を「学術資料」として占有しつづけようという知的営為が脈々と続いていることに衝撃を受けた。

本意見書は、京都帝大の人類学者による人骨研究の具体的様相を追跡することにより、それが植民地主義の刻印を強く受けていることを明らかにするとともに、少なくとも京都大学が本件遺骨の収集過程の正当性や占有権を堂々と主張できるようなものではなく、適切な管理もおこなわれてこなかったことを論証するものである。あらかじめ述べておけば、私は、京都帝大の人類学者が何か「よこしまな」意図を隠して研究していたというよりは、むしろその「科学的」な研究を「純粹」に貫けてしまったこと、つまり、本州・四国・九州⁽²⁾では制約があつてできなかったことが、琉球やその他の地では

いとも簡単に遂行できてしまったことにこそ、植民地主義やそれと連動したレイシズム（人種差別）が作動していたと考えている。したがって本意見書の中心は、本件訴訟の返還請求対象となっている琉球民族の遺骨の収集と保管の問題点にあるが、それを浮き彫りにするためにも、より広い視点で論ずることになる。

なお、本意見書では、「遺骨」と「人骨」の両方の用語を使用する。同じ骨を「遺骨」と呼ぶのか「人骨」と呼ぶのかの違いは、単なる呼称の問題というよりは、立場や観点の違いを反映している。本意見書では、遺族や子孫あるいは地域住民や当該民族によって意味づけられ取り扱われる側面を強調する場合に「遺骨」、学術研究の対象として意味づけられ取り扱われる側面を強調する場合に「人骨」とする。かかる観点からすれば、本件訴訟の請求趣旨は、「人骨」化された「遺骨」を再び「遺骨」に戻せ、ということであると私は理解している。この「人骨」と「遺骨」の対立を念頭に置きながら、本意見書では、まず人類学者側の人骨研究の脈絡をしっかりと把握したうえで、その問題点を論証していきたい。

1. 京都帝大の人類学の系譜と特徴

1-1. 人類学の人骨研究

人類学（Anthropology）という学問分野が、その名を冠した学会という組織的形態をもって西ヨーロッパに姿を現したのは19世紀後半のことである⁽³⁾。ドイツ語圏やフランス語圏では、諸民族の文化・社会などを研究する民族学（Ethnology）に対して、人類学はヒトを対象とした自然史（博物学）、すなわち自然科学の一分野として理解されるのが一般的だった。一方、英語圏で人類学は一般に総合的な学問分野として理解されており、本件訴訟で問題になっている研究領域は形質人類学（Physical Anthropology）などと呼ばれて、民族学（文化人類学または社会人類学）や考古学などと並んで人類学の一下位分野とされてきた⁽⁴⁾。

日本の人類学は、1884年に東京大学理学部の研究会としてはじまり、1886年に東京人類学会として正式の学会活動を展開した⁽⁵⁾。草創期の中心人物だった坪井正五郎^{つばいしょうごろう}の志向性も反映し、考古学・民族学・形質人類学などを含む総合的な学問として日本の人類学ははじまった。しかしその後まず考古学、さらに民族学や民俗学などが別の学会を形成し、東京人類学会は1930年代までに形質人類学を中心とした学会となっていった（1941年から日本人類学会と改称）。

こうした近代日本の人類学界のなかで、人骨を収集したり生体を計測したりする類いの研究に携わったのが、医学部で基礎医学系の講座に属する形質人類学者だった。それも多くは19世紀後半から20世紀前半にドイツ語圏での留学・研究経験を持ち、その学

問的系譜を受け継いでいた。東京帝大の小金井良精、長谷部言人、京都帝大の足立文太郎、清野謙次、金関丈夫（のち台北帝大）はいずれもベルリン、フライブルク、シュトラスブルクなどの人類学的人骨研究の拠点で学んだ経験を有する解剖学者・病理学者である。本意見書の対象となるのは、この系譜に属する形質人類学者である（以下、単に「人類学」と記す場合も、基本的に形質人類学を意味するものとする）。

1-2. 京都帝大の人類学者

東京帝大と異なり、戦前の京都帝大には人類学の名のついた講座が設けられたことはなく、医学部の解剖学第二講座（以下「解剖学講座」と略す）と病理学病理解剖学講座（以下「病理学講座」）でそれぞれ人類学的研究が展開された。また、先史学や副葬品との関係から、文学部の考古学教室も人類学的研究の一翼を担った。これらは別々の講座だが、共通の関心と研究対象を有するとともに、大学制度内での「不遇」意識の共有もあいまって、人類学者たちは講座をこえて緊密に連携していた⁽⁶⁾。

解剖学講座では、5年間の欧州遊学を終えた足立文太郎^{あだちぶんたろう}（1865-1945）が1904年から1926年まで初代教授として教鞭をとっていた。足立は、骨だけではなく血管やリンパ管などの人体の「軟部」にも人種の特徴があるとする「軟部人類学」を提唱するとともに、解剖学のヨーロッパ人偏重を是正するために「日本人解剖学」を推進したことで知られ、主にドイツ語で著作を発表した⁽⁷⁾。金関丈夫^{かなせきたけお}（1897-1983）はそのもとで1923年に助手となった。1924年、「足立文太郎のすすめで、人類学を勉強することになり、病理学の清野謙次、考古学の浜田耕作両教授に紹介され入門」した。金関は間もなく助教授に昇進し（1925年）、足立が退官したのちは、その人類学講義を引き継いだ。なお、金関は1934年9月からヨーロッパに在外研究に出て、1936年3月をもって、台北帝国大学に開設されたばかりの医学部で解剖学第二講座の初代教授に任じられた⁽⁸⁾。

一方、病理学教室での人類学研究は、清野謙次^{きよのけんじ}（1885-1955）の転身からはじまった。1909年に同教室の助手となった清野は、人類学ではなく、まず生体染色の権威として内外の学界で名を馳せ、1916年に助教授、1921年には教授となった⁽⁹⁾。ただ、清野はもともと人類学に関心をもっており、「先輩にして友人」たる浜田耕作^{はまたこうさく}（考古学教室の教授）からも、出土した「石器時代人骨」の研究を勧誘されていた。清野は、1919年にインフルエンザで生死をさまよったことをきっかけに将来の計画を考えなおし、「体質的の方面から日本人種を研究」することを決心した⁽¹⁰⁾。人骨の収集と分析を経て、1920年代後半には清野の独自の学説が定式化された。すなわち、石器時代の日本列島に「日本石器時代人」とでもいうべき「人種」が住んでおり、「現代日本人」も「現代アイヌ人」もそこから混血を経て枝分かれしたものだというテーゼが、清野学説として世に知られるようになった⁽¹¹⁾。

当時清野は病理学教室の主任教授だったが、対外的には「清野人類学研究室」の方が有名になってくると、それを学ぼうとする人々も集まってきた。その代表的人物が三宅宗悦^{みやは}（1905-1944）だった^{そうえつ}（¹²）。代々医業を継いできた京都の家に生まれ、京都府立医大を出て同大の副手として勤務しているときに清野に抜擢され、1930年に病理学教室の助手となった（1933年からは講師）。浜田耕作の考古学教室にも出入りしており、病理学教室での人類学研究では清野の後継者筆頭格にあったといつてよい。

これらの人類学者は講座の壁をこえて交流し、互いにリスペクトしあっていた。清野は先達たる足立を「世界の学界に対して代表する老大家」と絶賛していた¹³。先述のとおり、金関は清野から人類学を学んでいたし、人類学者としてのデビュー作『人類起源論』は清野との共著という形をとった¹⁴。三宅とは、まだ彼が医学部生だった1929年2月から毎月「人類学談話会」を開催して情報交換していた¹⁵。ともに調査に行くこともあり、たとえば1933年には東亜考古学会の事業として、浜田と清野の統率のもと金関と三宅が関東州の旅順で発掘調査をおこなったこともあった¹⁶。人体の研究結果は人類学や解剖学の学会で報告し、副葬品その他の出土品は考古学の学会で報告するなど、かれらは総合的に業績を重ねていった。

しかし、こうした京都帝大の人類学研究拠点¹⁷は1930年代末までに事実上崩壊する。先述のとおり、金関は転出により1934年には京大を離れた。足立の後任で解剖学講座の教授となった木原卓三郎は、リンパ管研究こそ受け継いだものの、人類学の分野には積極的にコミットしなかった。すなわち、解剖学教室は人類学の拠点ではなくなったのである。一方、清野謙次は1938年7月、京都の古寺から経典や古文書1,360点以上を無断で「収集」していたことが発覚し、寺宝の窃盗罪により逮捕・起訴され（有罪、執行猶予）、大学を辞職した（清野事件）¹⁷。この頃、京大の総長を務めていた浜田耕作は、持病の悪化に清野事件のショックも加わって同月病死した¹⁸。残された三宅宗悦は、「京都に留まってもう一度解剖学のイロハから始め、京都の人類学の孤塁を守らう」とも思ったが、「清野、浜田両先生を失って、人類学とは直接関係のない教室に永く留まる事は、迷惑もかけるし、私自身の気持から云っても許されない」と考え、残っていた仕事を終えたのち、1939年4月をもって京都で離れ、口利きにより満洲国立博物館奉天分館長に就任した¹⁹。

こうした人類学の拠点崩壊にともない、1930年代末までに京都帝大での新規の人骨収集は終わりを告げただけでなく、医学部に保管されていた人骨もほぼ放置状態となった。このことについてはのちに述べる。

1-3. 人種学の特性と研究の組織性

京都帝大の人類学者は、人骨研究に統計学的手法を体系的に導入した先駆者的存在

だった。清野によれば、かれらが本格的にこの領域で論文を出しはじめる1920年代までは、日本の人類学も医学も「数学の応用が非常に幼稚」だった。複数の標本を計測して単純な平均値を求める程度のおこなわれていたが、確率統計などは用いられていなかった⁽²⁰⁾。そうしたなかで足立文太郎は独学で高等数学を習得して先駆的に研究や講義に取り入れていたし、清野もまた「日本石器時代人」論の論証に際しては、当時標準とみなされていたマルティンやモリソンらの統計法を積極的に用いた。特にマルティンの『人類学教科書』（ドイツ語）⁽²¹⁾は、かれらの虎の巻とも言っても過言ではない体系的テキストだった。清野学説が登場した1920年代後半以降、戦後にいたるまで、この教科書にもとづいて人骨を計測して統計分析することは、日本の人類学者にとっての事実上の「グローバル・スタンダード」となった。

かれらが統計法を重要視したのは、客観的で実証的な自然科学として人類学を構築するためだった。金関丈夫の講義録から、人類学と統計法との関係を確認しておきたい⁽²²⁾。金関はまず、人類を「生物学的」に研究する「自然科学」たる人類学と、「文化科学」たる民族学を峻別する。そして人類学のなかでも金関らが目指すのは人種学（Rassenkunde）だと明言する。ここで人種（Rasse）とは、「肉体的及び精神的の先天的の遺伝素質の複合から成ってゐる所の、共通的特徴によって統一せられ、夫れによって他の集団と区別される、さう云ふ人類の大きな集団」のことを云う。人種は、「先天的」な特徴により定義される点で、文化や社会の特徴によって分けられた「民族」とは異なるものとされる。そして、ある地方に集まって緊密な関係をもって住んでいる（あるいはかつて住んでいた）一定規模以上の大きさをもった集団を「人種的集団」と定義づける。人種学では、ある人種的集団の生体や骨などを「材料」として、それらを「人種徴表」（＝人種性を表す特徴）に注目しながら観察する。その観察方法として、身体の各部位を測定する生体測定や、手の紋様（手掌理紋）のパターン分析などとともに、人骨の計測がある。人種学の目標は、そうして観察された結果を統計法によってまとめ、その集団の「ノルム」（＝標準）を解明することにある。

こうした人種学の基本的な観点と方法とが、人骨をめぐる諸問題の源泉となった。

まず、1人分の人骨の計測結果をもって、ある「人種的集団」の全体を代表させるわけにもいかない。意味のある統計的推測をおこなうためには、一定数以上の標本（サンプル）が必要となる。だから人種の特徴を共有していると想定される集団ごとに相当数の標本が必要となる⁽²³⁾。それも性別により骨格が異なるため、男女それぞれで一定数の標本が必要となる。さらに同一の墓から採集された人骨だけに依存すると、その親族特有の身体的特徴が強調されるかもしれないので、同じ「人種的集団」の人骨があると推定される複数の地点の墓からサンプリングする方が望ましい。——こうした科学的思考こそが、数々の墓から大量の人骨を採集したいという知的欲望の源泉となった。

では、なぜ人骨が出土した現場で計測するのではなく、研究室に持ち去ることが必要となるのか。マルティンの教科書が「生体学」「頭蓋学」「骨学」の3部に分かれていたことから分かるように、頭骨測定だけで一つの細分野（頭蓋学）をなすほど計測項目が数多くあった。それ以外の部位（骨学）も合わせれば、「全身諸骨を通ずると1,000箇所以上」の計測が必要とされた⁽²⁴⁾。したがって、現場でこれらの箇所を全て計測して再埋葬するなどということは事実上不可能である。そこで時間をかけて計測するために、器具の揃った研究室に人骨を持っていかなければならない、ということになる。

これらのことが研究体制の組織性と持続性を要請した。採集過程では、特に人骨が土中に埋まっている場合には発掘体制が必要となる。持ち帰った人骨を選び分け、同一人物と考えられるものを同定して「1例」としてまとめ、性別や年齢などを推定したうえで、計測可能な箇所について順次計測を進めていくのにも、器具や知識・技能のみならず、相当の時間と人員が必要だった。電算機もない時代に、高度な統計的計算をおこなうのにも時間がかかった。清野にせよ金関にせよ東アジア諸民族の人骨をこの手法で比較分析しようと尽力したわけだが、清野によれば「私達1代で此無謀に近い遠大なる計画が遂行せられようとは思って」おらず、「後世特志の人が志を継いで此事業を完成して呉れると信じて」、集団的な研究体制を組んだ。

人骨に関する研究であれ、生体測定や掌紋に関する研究であれ、その研究活動には国内外の学界の競争と棲み分けが作用していた。多くの実証科学でそうであるように、この分野においても、国内外の先行研究でまだ明らかになっていない集団を対象にしたり、まだ用いられていない手法や学説を導入したりすることで、人類学界に貢献することが目指された。特に他の研究室がまだ調査できていない集団は、空白を埋めるように調査が試みられた。したがって実証論文の書き方もほぼ定型化されており、1) まず当該集団に関する先行研究を整理してまだ課題が残されていることを確認し、2) 新規に調査した「材料」と研究方法を説明し、3) 部位別に計測結果を統計分析して提示し、4) 先行研究と比較して考察する、という構成となっていた。日本語論文であっても統計表部分や要旨部分はドイツ語で記されている場合が多かったのは、それが世界的にも「オリジナル」な実証研究だという自負の表れだったし、その成果の一部はドイツの人種学の学会誌等でも紹介された⁽²⁵⁾。

そうした研究成果は、各研究者によりさまざまな学会誌に掲載されたが、清野謙次も金関丈夫もそれらを研究室全体の成果と考えていた。清野は、清野研究室の研究成果について、1922年から1940年までに出された諸論文を『清野研究室人類学論文集』として順次合本しており、それは全10冊に達した⁽²⁶⁾。そこには29名の筆者による計227本の論文が収録されているが、論文数の上位5名は清野謙次(53)、三宅宗悦(35)、平井隆(20)、宮本博人(17)、金関丈夫(16)である。教室の異なる金関が台湾移籍前に

関わった論文も、講座の壁をこえて清野研究室の業績とみなされていたことが分かる。台北帝大に移籍したのちに金関もまた、戦前に『台北帝国大学解剖学第二講座論文集』全6冊（1939-43）、戦後に『国立台湾大学解剖研究室論文集』全11冊（1947-50）と、金関研究室の集团的成果を集成した（後者もほとんどが日本語で書かれている）。

このように、人類学という一特殊学問分野の、さらに特殊な研究方法をとる一群の研究者が、人骨の各部位の長さを計測して統計分析を加えれば人種的集団の特徴や系統が明らかになるのではないかという見込みのもと、各地から大量の人骨を集团的に持ち去ることになったのだった。

2. 京都帝大の人類学者の琉球人骨研究

戦前に京都帝大に所属する人類学者が琉球諸島の人骨（以下「琉球人骨」と略す）をまとめて収集した機会は2度あった。1度目は、本件訴訟でも既に幾度も言及されているように、解剖学教室の金関丈夫助教授による琉球調査（滞在期間1929年1月5～24日）である。2度目は、病理学教室の三宅宗悦講師による南島調査（奄美大島1933年12月12～22日、沖縄本島12月23～29日）の一環として実施されたものである。三宅の概算によれば、金関の収集した琉球人骨は7～80例であり、自らが収集した琉球人骨は約70例である⁽²⁷⁾。

あらかじめ述べておけば、私は諸資料を検討した結果、本件訴訟の返還請求対象となっている百按司墓由来の遺骨26体のうち25体は、金関収集の解剖学教室系統のものではなく三宅収集の病理学教室系統のもの（清野コレクション）であり、残り1体も金関収集のものではない、と判断している。と同時に、京大が人骨を紛失したのでない限り、百按司墓由来の遺骨はこの26体以外にも所蔵されているはずだと考える。

以下、まず琉球諸島や奄美諸島（以下「南島」）が当時の人類学において占めていた位置を確認したうえで（2-1）、金関の琉球人骨収集とその後（2-2）、三宅の琉球人骨収集とその後（2-3）についてそれぞれ論ずる。

2-1. 南島の人類学的調査の位相

金関丈夫と三宅宗悦はそれぞれ人類学的な関心から南の島々へと向かったが、その力点や用語法が多少異なっていた。

三宅宗悦の場合、南島研究は清野学説（1-2参照）の検証という大きな目的を持っていた。まず、清野研究室の人骨分類はかつての令制国の区分や名称を転用して細分化されていた。そのため、現在の鹿児島県でも奄美諸島は「薩摩」とは別の「大隅国」に分類され、現在の沖縄県は「琉球国」との名称で分類されていた。三宅は奄美と琉球を合

わせて「南島」と呼んでいた。三宅の整理⁽²⁸⁾によれば、それまでの研究では、南島住民の形質がアイヌ民族に似ているという観察にもとづいて、「南島住民はアイノ^[ママ]人の子孫の如く説かれ」ていた。しかし清野の日本石器時代人種説にもとづくならば、アイヌと同様に「南島の先史時代住民も亦、日本石器時代人であった」。「島と云ふ特殊な地理的環境から、他地方の日本石器時代人が、有史前後に於ける朝鮮半島よりの移住者と混血したに拘らず、南島ではこの要素との混血が少」なかったに過ぎない。したがって、「南島住民とアイノ^[ママ]人との間に体質的似よりがありとすれば、それは両者が共に日本古式体質の保持者である結果」である。すなわち、南島住民の形質を解明することで、清野の日本石器時代人論が北海道から沖縄までの全域に通用することを証明しようとしたのである。

金関丈夫の場合、講座が異なることもあって、このような清野学説を検証するような研究スタイルではなかった。金関は「琉球人の人類学的研究」⁽²⁹⁾を「日本人の由来、成立を知る上に重要な手掛りとなり得べき研究」と位置づけてはいるが、清野学説のような大きな物語を語ってはいない。金関は、「日本人」に対して「琉球人」という「民族或は人種」が存在すると考えているわけではないと、まず釘を刺す。そもそも、琉球人という「特殊の人種が存在するか否かを知り度い」ということが研究動機であり、その「存在が当初より疑問」だからこそ研究するのだと述べる。それでも「沖縄県人」と呼ばず「琉球人」と呼ぶのは、そこに奄美大島などの住民も含めて研究するための「便宜上」の名称に過ぎないのだと言う。台北帝大に移った後の金関は、「東亜諸民族の人類学」のために台湾や海南島の諸集団を広く調査したが、そこでも大きなテーゼを語るというよりは、研究室をあげて各地で「材料」を集め、諸集団間の形質の近さや遠さを論ずるためのデータの蓄積に奔走した⁽³⁰⁾。

いずれの琉球調査も、上司の命を受けての調査だった。金関によれば、足立文太郎はいつも金関に「琉球人の体質人類学的研究の必要性」を説いていたが、1928年に帝国学士院から研究の一部補助が決まったことから、「足立博士は先づ筆者を琉球に派遣して、琉球人骨を蒐集せよと命ぜられた」⁽³¹⁾。足立はこのとき既に退官していたはずだが、「停年で退いたあとも研究室で仕事を続けた」とのことなので⁽³²⁾、研究上の上司として命じたのだと考えられる。

三宅の方の経緯については、少し長めになるが、重要なので引用しておこう⁽³³⁾。

沖縄へ古人骨採集の使命を受けて出発迄の一週間の間は沖縄よりも大島に主力を尽さうと決心したのは相当の理由がある。我々の所謂清野蒐集人骨中には南方の材料が不足だった、割合手軽に大量的な蒐集を行ふには沖縄の古墳を探るのが最も手取り早い。事実数年前畏友金関丈夫博士は沖縄で七、八〇例の古人骨を集めて来たし、沖縄県人の手掌理紋、足蹠理紋の材料も沢山持って帰って沖縄人の体質を闡明しつつある。

いくつものポイントがあるので、以下この引用文に注釈を加えておきたい。

- ①ここで「使令」を下したのが清野謙次であることは疑いない。「南方の材料」を必要としていた清野は当初、三宅に沖縄の調査を命じた。しかし、同地は金関が先鞭をつけていたこともあって、人類学的には未知の奄美大島の調査により大きな力を注ぐことにした、というわけである。
 - ②ただし、三宅は奄美大島調査に時間をかけたとはいえ、当初の「使令」どおり沖縄本島でも調査をおこなった。このことは、京都帝大の人類学者が講座をこえた相互連携関係にあったとはいえ、解剖学教室の金関が収集した琉球人骨が、病理学教室の清野コレクションには混ぜられていなかったことも示唆している。
 - ③引用文中からも示唆されるように、三宅は南島調査の先駆者である金関から相当の情報提供を受けていたと考えられる。三宅が奄美に向けて京都を発った日には金関らが見送りに来ていたし [南島2]⁽³⁴⁾、事前に連絡をとったり現地で会ったりした人物のなかでも、山崎五十磨、真境名安興、島袋源一郎などは、金関が先に構築していた人脈とも重なる [琉球3, 16, 23]⁽³⁵⁾。調査旅行に行って間もなくそれぞれ「琉球の旅」、「南島の旅」というタイトルでエッセイを連載し、人骨収集経験やさまざまな苦労談を報告したこともよく似ている（これは1920年代の清野謙次のやり方に範をとったものと思われる）。
 - ④三宅は「古人骨」「古墳」という表現を用いているが、金関や三宅が墳墓としての意味を喪失した古墓ばかりから人骨を採取したと理解するのは早計である。まず金関の側から言えば、そもそも足立が金関を琉球に出張させたのは「琉球現代人骨格の蒐集」のためだった。金関はその途中で「琉球石器時代人骨の一片」を入手したが、それは調査の副産物に過ぎないし、論文としても別扱いとなっていた⁽³⁶⁾。一方、三宅の南島出張は、確かに「石器時代」の人骨を求めてのものだった。しかし後述のとおり、彼が古い時代のもので実際に分類し得たのは、収集した人骨のうちごく一部に過ぎない。
 - ⑤引用文中で注目すべきは、「割合手輕に大量的な蒐集を行ふのには沖縄の古墳を探るのが最も手取り早い」というくだりである（傍点は引用者）。この点は南島での人骨収集に当たる際の人類学者の態度をよく示しているので、あとで考察する。
- 以上を前提に、金関および三宅それぞれの琉球調査を検討しよう。

2-2. 金関コレクションの琉球人骨

足立文太郎は京大在職中に多くの「骨格標本」を集めていた。京都大学100年史(1997年)は次のように記述している⁽³⁷⁾。

足立〔文太郎〕は人類学的研究を目指し、多くの骨格標本（頭蓋約1,000個、全骨格約500体）を蒐集した。現在本学にある骨格標本の大部分は足立の蒐集によるものである。

これは清野コレクションとも異なるし、すぐあとに述べる金関コレクションとも別で、いわば解剖学教室独自の足立コレクションとも言うべきものである。足立コレクションのなかには台湾原住民族のものがあることは確認できているが、少なくとも足立自身は琉球民族のものを集めていなかった⁽³⁸⁾。だからこそ金関に琉球調査を命じたのである。

金関丈夫は1929年1月5日から24日まで琉球で調査を実施した。金関のエッセイ「琉球の旅」より、その人骨収集に関する記述を抜粋すれば表1のとおりである。さまざまな場所から人骨を採集している様子がうかがえるが、本件訴訟に係る百按司墓では1月8・11・12日の3日間を費やして集中的に収集していたことが分かる。記述からも分かるように、百按司墓での人骨採集の基準は、尚氏のものかどうかとか古いかどうかというよりは、むしろ骨として「良質」かどうか、骨格として「完全」かどうかという点にあった。金関は百按司墓に「最近に至るまでの同地方人の骨」があることも認識し

表1 金関丈夫の琉球人骨収集

ID	時期	場所	収集内容	紀行文
1	1929. 1. 8	運天・百按司墓 第4号洞	出来得るだけ完全なる〔…〕数個の頭蓋	20(1930)
2	1929. 1. 10	沖縄師範学校	完全なる頭蓋六個、長骨他若干／出所も骨面の楽書にて略明白	22(1931)
3	1929. 1. 10	県立第一中学校	頭蓋骨一個、大腿骨、其他数個の短骨／宮古島	22(1931)
4	1929. 1. 11	運天・百按司墓 第1, 6, 7, 8号洞	完全にして良質の頭蓋十五個、頭蓋破片十数個、躯幹四肢骨多数／うち個体所属の判明せるものは第四号洞の一部	23(1931)
5	1929. 1. 12	運天・百按司墓 第4号洞	出来る限りの材料／昨夜のと合せて十二箱	24(1931)
6	1929. 1. 14	住吉町・垣花小学校	不完全頭蓋一個と、数個の躯幹及び四肢骨	26(1931)
7	1929. 1. 14	首里市・川平朝令氏宅	城嶽貝塚／大腿骨	29(1931)
8	1929. 1. 15	沖縄師範学校	先般借り残した人骨数個を更に借用	30(1931)
9	1929. 1. 15	首里第一小学校	頭骨二顆（一は首里城下の洞穴中より、他は浦添村牧湊の山洞前	30(1931)
10	1929. 1. 19	中城に行く途中の小岩洞	甕棺／若き女性骨と当歳位の小児骨／「道光三、十一月、父比嘉」	31(1932)
11	1929. 1. 19	中城下の岩洞「そうしのし」	殆んど足の踏み場もない程の骨／大風呂敷包数個	34(1932)
12	1929. 1. 19	普天間・農事試験所	人頭骨二顆	35(1932)
13	1929. 1. 22	赤面原・行路病屍の埋葬地	午前中四体、午後五体其他頭蓋一顆／第一号乃至第六号は骨質脆弱、第七号以下は良好である。但し第八、九号は比較的新しく軟部及び衣服の一部は尚完全消解してゐない／第二、第三号は奄美大島人、頭蓋一個は伊平屋島人である	38(1933)
14	1929. 1. 23	西武門・山城婦人科医	所蔵人骨数点を借用	39(1933)
15	1929. 1. 23	瀬長島の岩窟	二個の大風呂敷包	39(1933)
16	1929. 1. 23	瀬長島の岩洞外周	三四の頭蓋／うち二個は甕棺中	39(1933)

（備考）「紀行文」は金関丈夫が『歴史と地理』に連載した「琉球の旅」のセクション番号と発表年。

ていたから [琉球 24]、個々の遺族の存否に関係なく、骨の質にもとづいて「出来る限り」収集していった。その他の地でも、古人骨どころか、赤面原の行路病死者（行き倒れ）の墓地のように、まだ白骨化しきっておらず軟部の残った遺体も採集した。中には、沖縄師範学校や山城婦人科などのように、「借用」と書いてあるのに、その後占有しつづけたものもある。中城に行く途中の小岩洞では小児の骨も得ているが、体が一定程度以上に成長した男女の人骨の計測値を主に統計分析する人種学の方法からすれば、おそらくこの遺骨は計測すらされなかつただろう。そしてエッセイのどの箇所を見ても、遺族や祭祀承継者が不在かどうかしっかり確認したことが分かる記述は一切ない。これらは全て、当時京都帝大助教授だった金関丈夫が、命に依り調査に当たったものである。

金関は「琉球の旅」で採集した人骨のうち、「石器時代」のものと推定した城嶽貝塚の大腿骨 1 片についてのみ論文を公表した⁽³⁹⁾。しかし、百按司墓をはじめその他の琉球遺骨について、自ら研究論文を公表するにいたらなかつた。研究するつもりはあったが、骨格調査は「多大の日数を要するので今後の報告に譲」ろうと考えているうちに⁽⁴⁰⁾、できなかつたのである。そうしているうちに、金関は 1934 年 9 月より台湾総督府医学専門学校で在外研究に出、そのまま 1936 年 3 月には台北帝大教授に任じられて台北に移り住んだ。日本の敗戦後も金関は留用されて 1949 年 8 月まで国立台湾大学教授として台湾に残り、1950 年に九州大学医学部教授となった⁽⁴¹⁾。

こうした金関の移動過程で、琉球人骨はどうなったのか。金関丈夫は「琉球の旅」を単行本に収録した際、1975 年の日付とともに次のような「付記」を書いている⁽⁴²⁾。

この琉球旅行によって採集された琉球人骨のうち、頭骨の人類学的研究の成果は『国立台湾大学解剖学研究室論文集』第二冊、一九四八年四月、二二七-三三〇頁に、許鴻樑によって発表された。頭骨以外の人骨については未発表、全資料は今右記の研究室に保管されている。(一九七五年六月四日付記)

ここで金関は、(1) 頭骨については許鴻樑（台北での金関門下生）が論文を書いた、(2) 頭骨以外の遺骨は 1975 年にいたるまで分析した者はいない、(3) 「全資料」は国立台湾大学解剖学研究室に保管されている、と言っている。文脈上、「全資料」は頭骨やそれ以外の部位を含む全ての「資料」、すなわち「この琉球旅行によって採集された琉球人骨」の意味と解することができる。すなわち金関は、京都帝大の解剖学教室にあった自らの人骨コレクションについて、いずれかの時点で全部または一部を台北帝大に持って行ったのである。

では、この許鴻樑の論文を参照しよう⁽⁴³⁾。許鴻樑は同論文で、沖縄本島の 88 人分（男 51、女 37）およびその周辺島嶼 7 + α 人分の頭骨の計測結果を公表した。許鴻樑に

よれば、これらの出所は4系統ある。順に述べよう。

- ①金関丈夫収集分：そのうち50人以上は金関が1929年1月に収集したものである。許鴻樑は次のように説明している。

本研究の材料は〔…〕金関丈夫博士が1927-1928年琉球に渡り、各地に於いて人骨を蒐集されたものを主とする。然るに周囲の事情は同教授をして永くその材料を手許に置くを許さぬ情勢を齎した関係上、挙げて同材料を著者に委ねこれが調査を命ぜられたのである。

年代が1年ずれているが、ここで述べられている「材料」が、1928年に京都を出発した金関が1929年1月に収集した琉球人骨を指すことは疑いない。

- ②「足立博士が東京人類学教室所蔵琉球人頭蓋（鳥居龍蔵蒐集）に関する Protokoll（金関教授保管）」：Protokollとは「記録」「調書」の意味である。つまり人骨そのものは依然として東京帝大にあり、金関がもっていたのは、足立文太郎が計測した記録資料のみである。これは「主として中城々下の墳墓頭骨」と伝えられているが、はっきりしていないので、ただ「沖縄本島」と大きく括られて分類されている。
- ③「熊本医科大学旧蔵の琉球人頭蓋（金関教授保管）」：熊本医大から移管された経緯は不明で、沖縄本島からのものである以上には出所も分からない。熊本医大には、京都帝大の清野謙次のもとで助手をしたのちに1927年に赴任した鈴江^{すずえきたす}懐^{わく}がおり⁽⁴⁴⁾、京大人脈にもとづく移管だった可能性が高い。許鴻樑は数を明記していないが、蘇宗樑が計測した熊本医大由来の側頭骨は9名分である⁽⁴⁵⁾。
- ④「和田格博士が1938年与那国島にて蒐集されし頭蓋」：和田格と宮内悦三は1938年7月に4名の調査助手とともに与那国島で指・掌・足蹠の理紋を採集しているが⁽⁴⁶⁾、その際に「屋島墓」から人骨も収集したものと考えられる。許鴻樑は数を明記していないが、蘇宗樑（1949）が計測した与那国島由来の側頭骨は5名分である。

以上をもとに、許鴻樑が測定した頭骨を整理すれば表2のとおりである。不明な部分もあるが、許鴻樑の一覧の金関収集分は、エッセイ「琉球の旅」の記述とよく対応している。このうち「運天」とあるのは「運天港百按司墓（Momodgana）の墳墓骨」であると許鴻樑は説明している。すなわち、金関は京都帝大時代に収集した琉球人骨を、いずれかの時点で台北帝大に移管した。しかし詳細は不明ながら「周囲の事情」により、それらの人骨は長いあいだ金関の「手許に置くを許さぬ情勢」があった。手許に置けるようになって、金関自身はそれらを分析せず、弟子の許鴻樑に計測を任せた。この論文公表から間もない1949年、金関は台北を離れたが、その際に国立台湾大学医学院に「金関コレクション」を置いていった。

表2 許鴻樑（1948）の測定した頭骨一覧

		男	女	計	収集経路推定
沖縄本島	運天	19	14	33	①金関 1, 4, 5
	那覇行路屍	5	3	8	①金関 13
	瀬長島	2	1	3	①金関 15, 16
	首里		2	2	①金関 3, 8, 9
	東風原村	1		1	(不明)
	山城 (人名)	1		1	①金関 14
	池上 (人名)	1		1	(不明)
	那覇		1	1	①金関 6
	中城		1	1	①金関 10, 11
	沖縄本島 (詳細場所不明)	22	15	37	②東京 + ③熊本
小計	51	37	88		
その他	宮古島			1	①金関 3
	奄美大島			1	①金関 13
	与那国島			5+	④和田
合計		-	-	95+	

(備考) ①は金関収集（1929）で数字は表1のIDに対応している。②は東京帝大所蔵（足立文太郎の計測記録）、③は熊本医科大学から台北帝大に移管されたもの、④は金関門下の和田格が収集したものである。詳細は本文参照。

そして、この許鴻樑が計測した頭骨の一部が、国立台湾大学・同医学院・沖縄県教育委員会・今帰仁村教育委員会4者の協議にもとづき、2019年3月、国立台湾大学から沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫へと移管された。検収書によれば、移管されたのは「沖縄先人頭蓋骨標本」であり、その数は「63個」である⁽⁴⁷⁾。その明細は公開されていないが、上記の表2の沖縄本島由来の頭骨88人分よりも少ない。いずれにしても、未だにこれらは「遺骨」としてではなく、「学術資料」たる「人骨」として扱われている。

2-3. 清野コレクションの琉球人骨

清野謙次は自らの研究室で収集した人骨の目録を出版物にその都度公開する特異な習慣をもっていた。そのおかげで清野研究室の人骨については発見地名、例数、標本番号を知ることができる。表3はそのうち琉球人骨に相当するものを整理したものである。ここで「区分」とは清野の人骨4区分であり、「1」は「石器時代（先史時代）人骨」、「3」は「日本特殊地方及び近接地方・特殊時代人骨」である。この区分の意味については後述する(3-1)。また「数」については、単純に標本番号の引き算により算出したものであり、必ずしも例数とは対応していない。以下、それぞれの由来を追跡しよう。

このうち、最初の596号の百按司墓のものについては、清野は1924年に「お土産」としてもらったと明かしている⁽⁴⁸⁾。

表3 清野コレクション中の琉球人骨

区分	標本番号			発見地名
	始	終	数	
3	596	596	1	国頭郡今帰仁村運天・百按司墓
3	807	807	1	国頭郡今帰仁村運天・百按司墓
1	812	812	1	国頭郡真和志村・城嶽貝塚
3	1042	1058	17	国頭郡今帰仁村運天・百按司墓
3	1059	1059	1	国頭郡本部村渡久地・トクナチ浜
3	1060	1098	39	国頭郡本部村渡久地・古墓
3	1099	1099	1	首里市・旧城址洞窟
3	1100	1100	1	島尻郡知念村久手堅・ナワンダ穴
3	1101	1101	1	島尻郡玉城村・ハナダ洞窟
3	1102	1112	11	島尻郡玉城村・仲井眞

(出典) 清野謙次『古代人骨の研究に基づく日本人種論』岩波書店, 1949, p.116, 120 より作成。

大正十三年九月友人桑田理学博士が植物の研究に同地〔沖縄〕に渡られた際お土産として運天に於て壺中に発見せられた現代沖縄人骨（五百九十六号）を持って来られた。

ここで「桑田」とは植物学者の桑田義備くわだよしなりのことと思われる。植物の研究のついでに人骨を持ち去り、「お土産」とするような感覚を、当時の研究者が持ち合わせていたことが分かる。

807号については、清野自身は記述していないが、同研究室の金高勤次きんたかかんじが計測し論文化した人骨であると考えてまず間違いない。金高は「運天に於て偶然某氏の手に入ったものを清野博士が寄贈を受けた」ものだとし、百按司墓のものかもしれないし「大和墓」のものかもしれないが、「百年内外位」の「現代沖縄人に属する事は慥か」としている⁽⁴⁹⁾。人骨が「偶然〔…〕手に入った」りするものか、はなはだ訝しいが、不透明極まりない入手経路だということだけは確かである。

812号の城嶽貝塚ぐすくだけの遺骨は、唯一「石器時代」に分類されている琉球人骨である。これは金関丈夫が1929年1月に沖縄で収集し、論文として公表した大腿骨である可能性がある⁽⁵⁰⁾。金関によれば、1925年11月、「考古趣味を有する特志家ママ」である小早川朝重が、雨後、城嶽貝塚の土中より人骨片を見つけ、首里の川平朝令に寄託した。川平が金関に対し「此の貴重なる材料を快く予が研究の為に提供された」という。足立および金関の琉球調査の主目的が「琉球現代人骨格」の収集にあったこと、また清野研究室は古い人骨をほしがっていたことから、この大腿骨だけを清野コレクションに含めたという解釈は十分成立すると考える。

残る1042～1112号は、これから述べる諸事実に照らして、三宅宗悦の「南島の旅」（1933年12月～1934年1月）に際して収集されたものと判断すべきである。そもそも、清野自身が「三宅宗悦の蒐集したる琉球近古人骨」と表現していた⁽⁵¹⁾。また、三

表4 三宅宗悦による「南島」人骨収集(1933年)

標本番号	始	終	数1	数2	発見地名	「収集」時期	島	現位置
960	964	5	5	大島郡笠利村手花部・津代	1933. 12. 14	奄美大島	A. 奄美市 笠利 手花部(てけぶ)津代(つしろ)	
965	974	10	10	大島郡笠利村宇宿・デク古墓	1933. 12. 15	奄美大島	B. 奄美市 笠利 宇宿(うしゆく)	
976	978	3	3	大島郡笠利村宇宿・トールバテ古墓	1933. 12. 15	奄美大島	C. 奄美市 笠利 宇宿	
979	980	2	2	大島郡笠利村万屋・ナゴ浜	1933. 12. 15	奄美大島	D. 奄美市 笠利 万屋(まんや)	
981	991	11	11	大島郡笠利村万屋・カヨダ北トヘル	1933. 12. 16	奄美大島	F. 奄美市 笠利 万屋	
992	992	1	1	大島郡笠利村万屋・カヨダ南墓	1933. 12. 16	奄美大島	G. 奄美市 笠利 万屋	
993	993	1	1	大島郡笠利村宇宿・イクサ浜	1933. 12. 16	奄美大島	H. 奄美市 笠利 宇宿 戦浜(いくさばま)	
994	1015	22	22	大島郡笠利村宇宿・ニヤクチ	1933. 12. 16, 12. 17	奄美大島	H. 奄美市 笠利 宇宿	
1016	1028	13	11	大島郡笠利村笠利・小浜	1933. 12. 18	奄美大島	I. 奄美市 笠利 小浜(こばま)	
1029	1034	6	5	大島郡笠利村用・石原	1933. 12. 18	奄美大島	K. 奄美市 笠利 用(よう) 石原	
1035	1035	1	1	大島郡笠利村用・ニヤード	1933. 12. 18	奄美大島	L. 奄美市 笠利 用	
1036	1037	2	2	大島郡笠利村用・ハザマ	1933. 12. 18	奄美大島	M. 奄美市 笠利 用	
1038	1038	1	1	大島郡笠利村平・ヤーヤ下洞窟	1933. 12. 19	奄美大島	N. 奄美市 笠利 平(たいら)	
1039	1040	2	2	大島郡笠利村平・ヤーヤ上洞窟	1933. 12. 19	奄美大島	O. 奄美市 笠利 平	
1041	1041	1	1	大島郡笠利村万屋・石橋	1933. 12. 20	奄美大島	P. 奄美市 笠利 万屋	
1042	1058	17	16	国頭郡今帰仁村運天・百按司墓	1933. 12. 25-28	沖縄本島	国頭(くにがみ)郡 今帰仁(なきじん)村 運天(うんでん) 百按司(むむじやな)墓	
1059	1059	1	1	国頭郡本部村渡久地・トクナチ浜	1933. 12. 25-28	沖縄本島	国頭郡 本部(もとぶ)町 渡久地(とくち)	
1060	1098	39	38	国頭郡本部村渡久地・古墓	1933. 12. 25-28	沖縄本島	国頭郡 本部村 渡久地	
1099	1099	1	1	首里市・旧城址洞窟	1933. 12. 25-28	沖縄本島	那覇市 首里(しゅり)金城(きんじょう)町	
1100	1100	1	1	島尻郡知念村久手堅・ナワンダ穴	1933. 12. 25-28	沖縄本島	南城(なんじょう)市 知念(ちねん)久手堅(くでけん)	
1101	1101	1	1	島尻郡玉城村・ハナダ洞窟	1933. 12. 25-28	沖縄本島	南城市 玉城(たまぐすく)	
1102	1112	11	11	島尻郡玉城村・仲井眞	1933. 12. 25-28	沖縄本島	南城市 玉城	

(出典) ①清野謙次『古代人骨の研究に基づく日本人種論』岩波書店, 1949, pp.115-123; ②三宅宗悦「南島の旅」(全7回)『ドルメン』3(5)~4(3).

(備考) 文献①から一連の南島関連のものを抜き出して整理した。「数1」は「標本番号」からカウントされる数字で、「数2」は文献①に書かれた「例数」である。「発見地名」は文献①に記載のとおりだが、文献②と比べて相違がある場合は後者を探った。「位置」欄には発見地名から比定される現在の地名を掲載した。その際、奄美大島については文献②に掲載された地図に振られたA~Pの記号を付した。

三宅宗悦が『ドルメン』誌に連載した紀行文「南島の旅」は奄美大島での調査の記述をもって中断しているが、その最終回「南島7」に、「同日〔=1933年12月21日〕名瀬に帰り、次の日〔=12月22日〕の船で沖縄に渡り、同地でも約八〇体分の古人骨を獲た。更に大島に戻って昨年〔=1934年〕のお正月を迎えた」と書いている。

三宅の「南島の旅」と「清野コレクション」リストを対照してみれば(表4), 1933年12月20日に笠利村の万屋石橋で収集した1041号が奄美大島で収集した最後の人骨である。琉球関連の人骨が1042~1112号の連番になっていること、それがおよそ70体分であること、三宅は京都に戻ってからではなく現地で「清野蒐集人骨」番号を振っていたことからしても⁽⁵²⁾, 1042~1112号が三宅収集によるものだと判断するのが至当

である。

三宅は奄美大島での人骨収集については事細かに書き記したが、エッセイの連載は「書き続けるべく余りにも筆は冗長過ぎ、読者諸氏並にドルメンに迷惑をかけたので一応筆を置く」として、そこで終わってしまった。三宅の残した資料（鹿児島大所蔵）にも関連する1次資料はない。そのため琉球調査のプロセスの詳細は分からない。辛うじて『沖縄日報』1933年12月の記事から、三宅の動向の一部をうかがい知ることができる。

12. 23 那覇港に入港。「本島人種研究」のために「長浜崎樋川等の貝塚を視察して資料蒐集」の予定と報じられる（『沖縄日報』1933. 12. 24）。
12. 24 「島袋〔源一郎〕主事の案内」により昭和会館参考館の長浜貝塚の出土品を調査しカメラで撮影（『沖縄日報』1933. 12. 25）。
12. 25 「骨蒐集のため島袋〔源一郎〕教育主事、清川県病院医師と同行国頭郡今帰仁へ行く」（『沖縄日報』1933. 12. 25）。
12. 25～28 「研究材料蒐集のため国頭、中頭、島尻三郡を踏査し六七十点の人骨を蒐集」。28日までに「蒐集した人骨はもう全部送りました」と三宅は語る（『沖縄日報』1933. 12. 29）。

このように12月25日に那覇から今帰仁に移動し、同地から国頭、中頭、島尻と南下しながら、12月28日までのわずか4日間で約70例の人骨を集め、京都に送ったことが分かる。この動線は清野コレクションの順序とよく付合している。

もう1点付け加えるならば、三宅が沖縄本島に行ったときに、百按司墓や渡久地の墓中に入ったことは、学会報告要旨のなかで「沖縄^(ママ)戸久地、運天百按司墓では漆器の函に洗骨せる人骨を入れしを見た」と記述していることから明らかである⁽⁵³⁾。

百按司墓以外の場所については、次のとおりと推定される。

1059-1098（^{とぐち}渡久地・トナクチ浜／古墓）：現在の渡久地公民館近くの崖下に「按司墓」や「ノロ墓」と呼ばれる墓群がある。三宅を今帰仁に案内した島袋源一郎は『沖縄県国頭郡志』（1919年）を書いており、そこでこの渡久地の「按司御墓」を紹介している。したがって、島袋は渡久地に行けば墓群があることをよく知っており、それで百按司墓とともに、三宅をそこに案内したものと考えられる。墓群のうち「^{うふこめすうえーかた}大米須親方之墓」は今も3門中が管理しており、それが収集対象となったかどうかは不明だが、いずれにしても収集数からして1つの洞穴からではなく、複数の洞穴からサンプリングしたものと考えられる。

- 1099（首里・旧城址洞窟）：金関〔琉球 30〕は首里城内にあった首里第一小学校の協力で人骨を得ていたが、三宅もおそらく同じルートからの入手だったと考えられる。
- 1100（知念・ナワンダ穴）：ナーワンダー・グスクだと考えられる。^{せーふあーうたき}斎場御嶽の奥にある。
- 1101（^{たまぐすく}玉城・ハナンダ洞窟）：ハナンダー洞穴と考えられる。
- 1102-1112（玉城・仲井眞）：玉城^{ふさと}富里にある「仲^{なかえま}栄真グスク」のことだと思われる。第一尚氏王族系の墓が点在している。

「古人骨」を求めて南島に出張した三宅は、古いと思われる墓群を求め、案内を受けて短期間でまわったと考えられる。しかしながら、仮に墓地自体の成立年代が古いとしても、そこに安置されている遺骨が古い年代のものとは限らない（この点は3-1で述べる）。

こうして持ち帰った南島の人骨の保管上の問題について記しておきたい。清野謙次は病理学教室に人類学の拠点を1室確保したが、スペースが足りないため、自宅をも人骨収納庫としていた。田中関田町の清野邸を訪ねたある評論家は、「その洋館は今や応接室と仏間と研究室の三室を除けばすつかり人骨に占領されて、鬼哭啾々たる化物屋敷である」と評した。「骨を子供と思へ」と言われた妻は、「泥まみれの骨のかけら」を「歯磨楊枝で奇麗に洗はせられた」という⁽⁵⁴⁾。また、自宅前には池があったが、「この池で人骨の清掃が行われて来た」という⁽⁵⁵⁾。こうして公私混同、職住混在の状況下で人骨は管理された。

清野学説の南方展開という使命をもっていた南島での人骨収集だったが、応召直前に三宅が徳之島の喜念原始墓中の人骨の下顎を分析して書いた論文⁽⁵⁶⁾を除いては、清野研究室から南島の人骨について計測などにもとづく研究は公表されなかった。三宅が南島調査で成果を出したのは手掌理紋、考古学、入墨の研究に限られている。だからこそ、満洲に向けて1939年に京都を去るときの心情について、三宅は「沖縄本島、奄美諸島で私の蒐めて来た古人骨を未だ研究にも着手せずに別れる事は、日本島の古代住民の南方的な要素が、体質的に全く明かにされてみないだけに淋しくもあり、気がかりでもあった」と回顧したのである⁽⁵⁷⁾。1949年に清野自身も「これ〔沖縄諸島の人骨〕に関するまとまった研究は未だ成し遂げ得られない」と述べていた⁽⁵⁸⁾。こうして医学部の人骨は放置された⁽⁵⁹⁾。

医学部に放置されていた人骨が再び日の目を見たのは1970年代のことだった。1962年に京都大学理学部動物学科に自然人類学講座が設置され、^{いまにしきんじ}今西錦司（人文研と併任で教授）のもとで^{いけだじろう}池田次郎らが助教授として赴任した⁽⁶⁰⁾。同講座の修士課程に1968年、

博士課程に1970年に進学した好廣真一よしひろしんいち氏によれば⁽⁶¹⁾、博士課程進学から間もないころ(1970-71年頃)、池田次郎の指示により、医学部の病理学教室からリヤカーに乗せて「清野コレクション」を運搬するのを手伝われたという。複数の学生により、保管箱をリヤカーに2-3段積み重ねて、落ちないようにおさえながら何度も往復したとのことである。

こうして理学部に移管された「清野コレクション」の琉球人骨を利用したほぼ唯一と思われる事例が、1976年に池田次郎が大学院生(多賀谷昭たがやあきら)とともに書いた英語論文「頭骨計測値の多変量解析からみた現代琉球人(男性)」である⁽⁶²⁾。ここで池田は複数の系統の頭骨計測データを利用しているが、そのなかに自然人類学研究室所蔵の「沖縄本島(渡久地・運天・玉城:男性11, 女性10)」の頭骨が含まれている。これについて池田は「三宅〔宗悦〕らが収集したもの」と明記している。

しかしこれ以外の理学部での琉球人骨の研究事例は、現在のところ見いだせない。その他分かっていることは、京大理学部で1994年9~12月に人骨の保管箱を交換したことぐらいである⁽⁶³⁾。動物学・植物学の新校舎が1994年に竣工したことから⁽⁶⁴⁾、それに合わせて保管箱を現在のプラスチック素材のものに交換した可能性がある。

2001年、既存の文学部の博物館を母体に新設の自然史・技術史を加えて、総合博物

表5 京都大学総合博物館所蔵の百按司墓由来の人骨(土肥直美調査)

標本番号	資料数(概数)		備考
	男性	女性	
166		1	山崎氏より
1042	1	1	
1043	1	1	1箱
1044			
1045 A・B	2		
1046		1	
1047	1	1	
1048	1	1	
1049		1	
1050	1		運天 前口湧川 <small>(マウ)</small> 久屋子
1051	1	1	朱? 付着
1052	1	1	1箱
1053			
1054	1		
1055	2	2	1箱
1056			
1057			
1058	3		
計	15	11	総計26体

館が開館した。それを契機に理学部保管の人骨も総合博物館収蔵室に移された。ある京大教員の表現を借りれば、理学部自然人類学研究室で手許に置いておく必要のある縄文時代の人骨を除き、残りは博物館に事実上「捨てられた」。つまり遺骨は2度放棄されたのである。基本的にこれらは全て「第4収蔵室」に保管されている。

さて、ここまでの事実整理を前提として、本件の返還請求対象となっている26体の遺骨の由来を確認したい。本件訴状および甲1号証によれば、その根拠は今帰仁村教育委員会の『百按司墓木棺修理報告書』（2004年）に掲載されているリストである⁽⁶⁵⁾。同報告書には、土肥直美（琉球大・当時）が京都大学総合博物館所蔵の百按司墓遺骨を調査して明らかにしたリストが含まれている（表5に抜粋）。人数や性別については土肥の判定によるものである。三宅宗悦が現場でカウントしたものと数字が多少ずれているものの、このうち1042～1058号が清野コレクションの琉球人骨であることに疑いの余地は全くない⁽⁶⁶⁾。

では、166号は何か。166号が清野コレクションの標本番号だとすると、愛知県田原市の川地貝塚出土のものの一部ということになってしまうので、これは違う系列の番号である。備考欄に「山崎氏より」と注記されていることが由来の手がかりになる。金関丈夫〔琉球3〕によれば、鹿児島県史蹟調査委員嘱託（当時）の山崎五十磨^{やまさきいそまる}が、甌島^{こししま}で弥生式土器とともに発見された「人骨」とともに、「運天港採集」の「琉球現代人頭蓋骨」を「同氏の好意により清野博士に提供」したという。166号は、この「提供」された運天港由来の人骨であると考えられる（「166」という数字が何かは不明である）。

いずれにしてもこのリスト上には金関収集の人骨は全く含まれていない。ところが、この調査にあたった土肥直美は、「人骨を県外に持ち出したのは金関先生」で、「それらの人骨が、金関先生が所属されていた京都大学と台湾大学に保管されていることを今帰仁村の百按司墓木棺修理報告書（2004）に記載したのは筆者である」と断言した⁽⁶⁷⁾。なぜ、人骨を実見した研究者がこのような誤りをおかすのか。土肥は人骨研究の専門家ではあっても、史料にもとづく人類学史の研究に携わっているわけではない。この事実誤認は、歴史研究の基本である史料批判抜きに、金関の孫弟子としての思い込みや伝承にもとづいて記した結果であると言わざるを得ない。

と同時に、清野コレクションのうち596号、807号は、先述のとおり百按司墓のものとされているが、それらがこのリストに含まれていない理由も不明である。この2例についても、京大が紛失したのでない限り、総合博物館に所蔵されているはずである。

ただ、清野コレクションが本当にしっかりと管理されているのかは疑いがある。2008年に総合博物館所蔵の清野コレクションの一部に含まれた遺物を人骨とともに実見した考古学者によれば、箱に「徳之島その他南島」などとは書かれているが「番号なし」となっているものがあつたり、箱の蓋の裏書きに書いてある情報と中身が異なっていたり

といった状況が報告されている⁽⁶⁸⁾。だとすれば、とうてい良好な保管状況だったとは言いがたく、引っ越しを重ねるなかで紛失してしまったり、清野番号との対応関係が分からなくなってしまった人骨もあるのではないと思われる。加えて、京大は本件裁判のなかで、751号以降の人骨については「目録の存在を確認していない」と弁明している（被告第2準備書面）。これが事実なら、京大は、収集に関する補足説明を含む重要な情報が書かれた人骨カード目録すら紛失してしまったということになる⁽⁶⁹⁾。杜撰管理と言わざるを得ない。

以上を要すれば、琉球から持ち去られ京都帝大医学部に至った人骨は、大きく解剖学教室系統と病理学教室系統がある。

①解剖学教室系統：足立文太郎の命を受けた金関丈夫が1929年1月に収集

⇒金関により台北帝大解剖学教室に移管（時期不明）

⇒2019年3月、沖縄県立埋蔵文化財センターに移管

②病理学教室系統：清野謙次の命を受けた三宅宗悦が1933年12月に収集

⇒「清野コレクション」として医学部病理学教室で保管

⇒1970-71年頃、理学部自然人類学研究室へ移管

⇒2001年頃、総合博物館収蔵室へ移管

①・②の系統には、それぞれ別ルートで収集された琉球人骨が少数混在しているが、中心は金関および三宅の収集したものである。

3. 遺骨と人骨

3-1. 植民地主義的ダブルスタンダード

言うまでもないことだが、清野研究室は琉球・奄美や北海道・樺太等の調査以外にも、本州・四国・九州の諸地域から幅広く人骨を収集していた⁽⁷⁰⁾。しかしながら、清野研究室がこうした地域の人骨収集にあたる時の態度は、その他の諸民族の収集の場合と大いに異なる。

本州～九州の調査の中心は貝塚の発掘調査であった。日本列島の土壌の特性上、清野が貝塚を狙ったこと、副葬品から年代推定が可能な場合があることなどが理由である。いずれにしても、貝塚は「石器時代住民の塵捨場であって墓地では無い」と清野が書いているように、住民が墳墓として意味づけてはいない場所である⁽⁷¹⁾。これらの人骨は「日本石器時代人骨」と分類された。

もっとも清野研究室が「古墳横穴」から収集をおこなったこともある。ただ、その事例は相対的に少ない。「日本石器時代人骨」708例に対して、「日本古墳横穴人骨」は84例である。それは、骨が保存されていることが少ないという事情に加え、清野研究室が

古墳横穴からの収集は「消極的」に「偶然」の発掘を待つ他ないという態度でのぞんでいたからである。この類型の人骨の場合、「計測後返還して元の如く埋葬」する例すらあった。なぜか。清野は次のとおり「法令」と「迷信」をその理由として挙げている。

古墳横穴に対しては地方人士の迷信もあり、之を取り締まる法令もあるので、発掘する事は容易で無い。仕方が無いから偶然に古墳やら横穴が発掘せられて、人骨が出て来るのを待つより外はない。是は随分気の永い方法だ⁽⁷²⁾。

古墳横穴人骨には特殊な事情があって、法規上墳墓なるが為に、積極的に発掘し得ず、唯消極的に偶然発掘せらるる機会を待つの外は無かったので蒐集は思う様には進行しなかつた⁽⁷³⁾

ここで論及されている「法令」の中身については3-2で述べる。「迷信」については、清野自身が「陵墓は日本人の信仰の対象」であり、古墳墓には「迷信、口碑、伝説」が「からみ附く」ものだと述べながら、古墳に関する伝承関連の資料を膨大に集めていた⁽⁷⁴⁾。本州～九州の住民による墳墓の意味づけは重視していたのである。

ところが、これら京大系の人類学者による南の島々（奄美、琉球、台湾、海南島など）での人骨収集の具体相を私が調べたかぎり、その態度は、本州～九州でのそれとは全く異質なものである。先述のように、三宅は南島では「割合手軽に大量的な蒐集」をおこなったと明記している。金関も、一般論として「元来人骨の蒐集には甚だ困難なる事情の伴ふを常とする」と認識しながらも、他方で、「琉球には大和墓とか平家墓とか称するものがあり、之れに無数の人骨が転がって」おり、「琉球人骨は集るものと見込みをつけ」て、琉球に渡ったと語る[琉球1]。風葬の場合、掘り起こさなくてもよいという意味で収集が容易だと考えているのだろうが、それにしても上記の本州～九州の「古墳横穴」に対する慎重で「消極的」な態度との違いは、全くもって明白である。

収集の態度だけではなく、清野コレクションの分類法においてもダブルスタンダードがあった。先述のとおり本州～九州の人骨は「日本石器時代人骨」（第1区分）か「日本古墳横穴人骨」（第2区分）のどちらかに分類していた。ところが、北海道・樺太や琉球・奄美、あるいは朝鮮・台湾のものは、ごく僅かな例外を除いては、この2つの区分ではなく、別の「日本特殊地方及びその近接地方・特殊時代人骨」（第3区分）に分類した。この第3区分は「日本特殊地方出土の有史時代人骨」とも表現されている⁽⁷⁵⁾。しかし大日本帝国の領土外、すなわち外国のものは第4区分に入れられている。ということは、第3区分の「日本特殊地方」とは、大日本帝国の領土内でも植民地やそれに準ずる地域（と清野が認識しているもの）に付与されたカテゴリーであることが分かる。つまり、こうした人骨の収集・分類をめぐるダブルスタンダードは、まさしく「植民地主義的ダブルスタンダード」としか呼びようがないものである。

この第3区分の地域の人骨であっても、清野研究室で「石器時代」と判定されたごく一部のものは、第1区分に含められた。逆にいえば第3区分は全て「有史時代」の人骨であり、亡くなった時期が最近のものをも含むカテゴリーとなっている。実際、三宅も、金関が論文化した城嶽貝塚の大腿骨を除けば、「南島の先史時代からの古人骨発見は、殆どない」と明言しているし、「年代的根拠になるものを残さない」とか「年代の考証は困難」などと、年代推定すら困難だと明らかにしていた⁽⁷⁶⁾。清野謙次も、一方では「南島の古人骨」と呼びながらも、他方で「時代は古くはなく江戸時代を越えるものは少ないであらう」と断言している⁽⁷⁷⁾。「古人骨」という括りは、明らかにミスリーディングである（この「古さ」に関わる議論は3-2でさらに論ずる。）⁽⁷⁸⁾。

このような日本の人類学的人骨研究の植民地主義的ダブルスタンダードは、足立文太郎や金関研究室による台湾および南方諸民族の調査を比較対照とすることで一層くっきり浮かび上がる。根拠資料を含め詳細はここで省略するが⁽⁷⁹⁾、いくつか収集例をあげれば次のとおりである。

- ①足立文太郎は1907年に記した論文で、台湾殖産局の森丑之助から寄贈されたというタイヤル民族の人骨を計測した。その人物は、名を轟かせていた「勇者」で、日本が設置した隘寮を1905年に襲撃した際に追撃を受けて亡くなった人物だった。
- ②金関は台湾の屏東で、自殺して3-4ヶ月しか経っていない女性の屍体を発掘しようとしたが、台湾人人夫が嫌がって掘らないので、金関自らが学生と掘って収集した。
- ③台湾のタイヤル（セデック）民族については、台北帝大所蔵の少なくとも116の人骨がいわゆる霧社事件（1930-31年）の犠牲者のもので、そのうち101人分は、金関が台北帝大に赴任したばかりの1936年に埋葬地から収集した。
- ④台湾の蘭嶼に住むヤミ（タオ）民族の人骨は、1947年に崖葬地から金関らが収集したもののだが、途中棺をもった住民に囲まれながらも辛うじて持ち帰った。
- ⑤金関は、海南島の黎民族の墓地から、丁重に葬られている男性の屍体を、まだ軟部が附着した状態で掘り起こし、台北帝大に持ち帰った。

紛れもない現代の墳墓であろうが、白骨化しきってない人骨（つまり屍体）だろうが、住民に反発されようが、構わず持ち去っている。このように植民地・占領地およびそれに準ずる地域にやってきた日本人人類学者には、住民感情をはじめ、社会・文化的な規範や法制度など、「純粹」な学問的好奇心の制約となり得るものが、あまり働いていなかったことがよく見える。

ドイツの実証科学的な人類学者が「植民地支配の日々の営み」のなかで「自然民族」の人骨を大量に入手していたように⁽⁸⁰⁾、日本の人類学者の南島での短期間での大量収集を支えたのは、このような植民地主義的な関係性に他ならない。

3-2. 拝みと権力

清野研究室が墳墓を「積極的」に発掘し得ない理由の一つとして挙げていた法令とは、他でもない刑法である。現行刑法は1907年公布なので、金関や三宅が琉球人骨を収集した頃の刑法と同じである。刑法は第24章として「礼拝所及び墳墓に関する罪」(188-191条)を定めている。そのうち188条は「神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者」に対する罪、189条は「墳墓を発掘した者」に対する罪、190条は「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者」に対する罪である。

これらの条文は当時どのように解釈されていたのか、1920-30年代の刑法学者の学説を確認しておこう。たとえば滝川幸辰たきがわゆきとく(京都帝大)は「信仰の自由は、社会生活の重要な条件であって、憲法二八条に保障がある。この根本原則は、宗教感情・宗教行為の刑法的保護を必要とする」と解説する⁽⁸¹⁾。小野清一郎おのせいいちろう(東京帝大)は、礼拝所については「公衆の宗教感情の保護、墳墓発掘については「死者に対する尊崇の感情を直接の保護客体とする」と解説する⁽⁸²⁾。また、岡田朝太郎おかだあさたろう(東京帝大)は、礼拝所について「礼拝の対象たること止み荒廃したる檀廟寺観の類」は含まれないが、「礼拝の対象として世人の尊崇するものは信仰の幼稚なると玄妙なるとを分たす総て之を包含す」とし、墳墓発掘については「礼拝の対象と為らざる古墳を含ます」とした⁽⁸³⁾。これらの刑法学者らは思想的にはだいぶ異なるが、条文解釈に大きな違いはないし、他の刑法各論を見ても大差はない。要するに当時の刑法学では宗教感情等が第24章の保護法益とされており、具体的には墳墓等が礼拝の対象となっているかどうかということが法適用の判断基準となっていたのである。

したがって、墳墓から人骨を持ち去った人類学者たちの行為が、こうした刑法上の犯罪の嫌疑から自由であるためには、その場所が当時もはや礼拝の対象とはなっておらず、そこから骨を持ち去っても「死者に対する尊崇の感情」を害することはなかったことが立証されなければならない。しかし私はその点で疑問を有している。本州～九州では「古人骨」「古墳」であることが比較的明確で、はっきりとした収集方針が示されていたのに対して、南島のものがそうでないだけに、ここは別途検証が必要な箇所である。

まず、京大側は被告答弁書(2019年3月1日)において、金関丈夫の「琉球の旅」の記述をもって被告による琉球人骨保有の正当性を主張しているが、そもそもこれは全く根拠となり得ない主張である。先述のとおり、返還請求対象となっている遺骨は、金関が収集したものではないからである。金関の「琉球の旅」をいくら根拠にしても、プロセスの正当性を証明することはできない。

では三宅宗悦の方はどうかといえば、既に述べたように、三宅はエッセイ「南島の

旅」の執筆を中断したため、琉球民族の人骨収集過程の具体相を公表していないし、その他の諸資料を見ても具体的な記録が残っていない。直接的な資料のない状態ではあるが、三宅の奄美大島での人骨収集の具体的なプロセスや、三宅と金関に共通する収集の仕方や考え方を見ると、三宅宗悦が琉球の人骨を収集するにあたって特別に遺族や地域住民に行き届いた配慮をおこなっていたとは考えにくい。以下その点を論じたい。

南島調査にあたって、三宅はビール箱でつくったような明らかな「新墓」は、さすがに蒐集の対象から除外した〔南島6〕。といっても「副葬の徳利は染付の割に新しいもの」だと判断しながら持って行ったケースもある〔南島4〕。では、どのような墓が「古墓」で、どのような場合に持って行って構わないと判断したのか。「南島の旅」を読むと、もう誰も「拝まない」場合に「無縁」と判断して人骨を収集した様子が見られ、「今尚拝む人のある」場合にはやめておいたようである。たとえば、奄美の城間では、区長の家を訪ねたが、「祟りを恐れてか、どれもまだ拝んでいると逃げられた」という〔南島6〕。同じく尻田では、「完全な人骨」を見つけ、「食指大いに動いたが、今尚拝む人のある様子なので引上げた」という〔南島6〕。

しかし、このことは三宅が礼拝の有無、宗教感情の有無を間違いなく確認したうえで収集したことを意味しない。そのことは次の2点の事実が示している。

①公刊されたエッセイでは収集していないことになっているのに、実際には当該地域から持ち去った事例がある。たとえば奄美の宇宿デクでは、人骨を採ったのち、「今は拝まないが、十数年前迄は拝む人があり、まだその家もあると云ふので、再び人骨を返した」と記している〔南島5〕。しかし、清野コレクション965-974号(表4)には、間違いなく「宇宿・デク古墓」の10例が記されている⁽⁸⁴⁾。したがって、礼拝者の存在を認識しながらも、人骨を持っていったケースもあると考えられる。

②収集を断念したのは、たまたま何らかの断片的事実によって礼拝者の存在が認知できたからである。上記の城間で断念したのは、区長に嫌がられたからであり、尻田ではおそらく何かの供え物がしてあったからだろう。実際にその墳墓におさめられた遺骨の遺族が誰か、本当に「無縁」であるのか、「無縁」だという情報源が適切だという保証はあるのか、人口の流動性が著しく高まっている状況で12月という季節にたまたま供え物が見当たらなかつただけではないか、仮に遺族は近くにいないとしても地域住民の宗教感情の対象になっていないか、などをしっかり確認した形跡はない。沖縄本島での収集は、奄美大島以上に広範囲に散らばった場所で、4日というごく短い期間におこなったものなので⁽⁸⁵⁾、この確認はさらに拙速だった可能性が高い。

したがって「古墓」「無縁」「古人骨」といった記述も、額面どおりには捉えられないのである。

しかも、講座の上司にあたる清野謙次の収集に対する執拗さと認識を見ると、住民感

情への配慮を科学的探求に優先させるような方針があったとはとうてい考えにくい。清野事件（1938年）後、清野の精神鑑定を担当した内村祐之は、寺宝を盗んだときの「道徳意識」について、次のような清野自身の言葉を伝えている⁽⁸⁶⁾。

「研究のための植物採集のような気持ち」、「自分のものか、他人のものかという意識が、はっきりしない」、「寺に埋もれたままにして虫に食わせるより、有効に使えるというわけで、悪いという意識はなかった」、「露顕するのを恐れる気持ちはなかった」などなど。

これは単に清野という個人の特殊な「病理」の問題ではない。倫理や法よりも好奇心や収集欲さらには科学的探求などが優先視されたときに、十分生じ得る道徳意識である。切手を集め、色素を集め、古文献を集め、「有効」活用するためには盗んでも悪いとは思わなかった清野の心性からして、人骨収集に対しては例外的に慎重に実施するような指導があったとは考えにくい。寺の古文献をそのまま「埋もれ」させ「虫」に食われてしまうよりは、自分のものにして「有効」活用した方がよいと清野が考えたように、そのもとで収集した人類学者たちも、ひとたび墳墓を「無縁」「古墓」とみなしてしまえば、人骨をそのまま放置するよりは、収集して「有効」活用した方がよいと考えた、ということは十分蓋然性がある。

それにしても、一般の民間人が同じようなことを実行したら、墳墓に関する罪の容疑者として捕まっても全くおかしくない。それが可能だったのは、帝国大学の権威に加え、人類学者らが権力のネットワークに守られていたからに他ならない。金関は「琉球人が厚葬の風あるのみならず、人骨に関しては様々の迷信がある」から、「官民諸方面の有力者に出来るだけ「渡り」をつけて置く必要がある」と、事前に伝手を利用して根回しをしていた〔琉球0〕。三宅も金関のアドバイスを受け、「研究材料蒐集に関し御配慮の程をと、学部長から鹿児島県知事並に沖縄県知事に予め依頼して置いて貰った」。鹿児島県知事から知事官房主事を紹介され、さらに官房主事から大島支庁、大島中学、笠利村への紹介状を受け取った〔南島2〕。それに、「東北帝大の某助教授が一度地質調査に〔奄美大島〕北部の笠利村を歩いて間違へられ、帝大からの返電が来る迄、警察に留置きにされた」と伝え聞いていたため、大島警察署長や憲兵にも話を通した〔南島3〕。奄美大島は南部が陸軍の要塞地帯となっており、全島が神経質になっていたのである。逆にいえば、帝大のお墨付きがなければ、どのような嫌疑がかけられてもおかしくなかった。三宅の琉球調査の協力者としては、沖縄県知事や先述の島袋源一郎教育主事の名前しか分からないが、状況に大差あるまい。

ただし、そうしたお墨付きだけで、生体測定や掌紋の収集などを含む調査がスムーズに進んだわけではない。三宅は現地の人々の同意を調達するために、清野の日本石器時代論をアピールのための材料として用いた。三宅は人類学的調査のたびに、清野学説の

伝道師の役割を担った⁽⁸⁷⁾。

当時に於いては日本先史時代住民はアイノ人だと考へられてゐた。従つてアイノ人の島であつた日本島へ、日本人が来て、アイノ人を北と、南に追ひ、北のは今日のアイノ人であり、南に生き残つたのが今日の南島住民と解したのである。然しながら、この旧説に禍ひされて、南島住民自身、非常に精神的な苦痛をなめつづけてゐた。[...] 私は三度の渡島 [= 1933~35年の3度の南島調査] の度毎に、機会をとらへては、日本の先史時代住民がアイノ人でない事を説いた。

三宅は住民に対し、「君達は立派な日本人なのだ、しかも純粋度の高い体質の所有者達なのだと思ふ」などと説いて回つた。少なくとも三宅自身は、南島の住民がそのことを喜んだと認識していた⁽⁸⁸⁾。このことをもつて、住民の理解と共感が得られたなどと早合点してはならない。むしろここには複合的な差別の構造がある。仮にアイヌと同一視されることを南島の人々が「苦痛」だと感じていたとすれば、それはまず何よりも日本人のアイヌ民族差別の産物である。仮に「立派な日本人」だと言つて南島の人々が喜んだとすれば、それもまた「日本人」を頂点にした民族的ヒエラルキーの産物に他ならない。こうした差別と同化の力学抜きに、住民の合意調達の構造を解明することはできない。

さらに言えば、この差別と同化の力学は、大日本帝国の国防の論理とも密接に結びついてゐた。三宅は、鹿児島でおこなつた人類学の講演において、「大島は日本の国防上から見ても重要な個所である、然るに其の地の人々が日本人たる自覚を持ち得ないのは由々しき問題だ⁽⁸⁹⁾と、日本人という「自覚」をもつ必要性和「国防」という論理とを結びつけて語つてゐた。このような主張を各地で吹聴してまわつたからこそ、奄美大島の要塞司令官下村義和も「旅先から感謝状をしたため三宅講師に送つて来た」のである⁽⁹⁰⁾。

なお、こうした軍警との関係は、台湾や海南島での金閔丈夫の人骨収集においてより露骨なものとなつた。金閔らが収集した霧社事件の犠牲者の遺骨は、警察等、蜂起を鎮圧した側から「寄贈」されたものだった。1939年に日本の海軍が侵略した海南島では、海軍特務部のもとで黎民族や漢民族の人骨を収集した⁽⁹¹⁾。

本件裁判で被告京都大学は、金閔の記述に即して、沖縄県庁の学務課担当者や沖縄県警察部長らを通して手続きを進めたのだから問題ないとの立場を示している。そして島袋など「地元の方々の助力」も得たし、「苦情を受けたという事実も見当たらない」から、「被告が人骨を占有することについて、正当な権限がある」と主張する（被告第1準備書面）。金閔の記述が正当性の根拠になり得ないことはさておいたとしても、こうした主張は、大日本帝国の暴力と権力、軍警と行政に関して、植民地状況に関して、そ

して差別と同意の調達の関係に関して、あまりにナイーヴな見方だと言わざるを得ない。

このような京都大学の姿勢は、いわば完全に「黒」だと立証されない限り保有は正当だという、前時代的で権威主義的なものである。これとは逆に、現在の世界の潮流は、保有する博物館自らが「白」だと証明すべきことであり、「グレー」である限り、少なくとも倫理的には正当な保有とは言えないという方向進んでいる。博物館の倫理のグローバル・スタンダードともいえる国際博物館会議（ICOM）の職業倫理規程⁽⁹²⁾に照らしてみよう。まず、「遺骸および神聖な意義を持つ資料」については、「それらのものの由来する地域社会あるいは、民族のもしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成」されるべきであり（2.5）、そのためにも「その物件の発見もしくは制作以来の由来を明らかにするべき」である（2.3）。だが、京大はいくら問題提起がなされても自ら由来を明らかにしようとはしてこなかったし、地域の信仰との関係にいたっては全く考慮に入れようともしていない。「遺骸および神聖な意味のある資料を公開陳列から撤去するよう、それらの資料が由来する地域社会から要求されたときは、尊敬と感性を持って迅速に応じなければならない」（4.4）とあるが、京大のこれまでの対応は「尊敬」の念とは全くかけ離れたものである。加えて、「収蔵品の文書化」（2.20）という点においても、目録の紛失という瑕疵がある。

このように、被告京都大学が保有している琉球人骨は、その由来や保管状況などにおいて、占有の正当性を堂々と主張できるようなものでは到底ないと言える。京都大学が三宅宗悦の収集過程の潔白を詳らかにし得る新資料群を発掘したか、さもなければ内部資料を秘匿しているのではない限り、被告の正当性の主張は主観的願望に過ぎない。一般の民間人が実行したら犯罪となってもおかしくないところ、帝国大学の学者が権力のネットワークに守られ、住民の宗教感情を無視したとしても逆らうのが困難な植民地状況において、墳墓を古墳とみなし、遺骨を人骨と認識して、収集は淡々と進行した。そして、そのような環境においてこそ、科学はその知的好奇心を存分に発揮したのである。

おわりに

人間性（humanity）と人文学（Humanities）が同じ語であることから分かるように、ルネサンス以来のヨーロッパ思想史において、理想的な人間像とは人文学的な教養を身につけた主体だった。その観点からすれば、植民地化を契機とした西洋世界の膨張によって出会った非－西洋人は、「人類」ではあっても、そうした人間性をもった主体とはみなされず、したがって人文学の対象とも当初みなされなかった。そうした非－西洋人のなかでも、膨大な古典を有する「東洋」に対しては東洋学（Orientalism）が研究の対

象とした。さらに、そのような古典ももたないとみなされた諸民族や先史時代の人類を、自然史的（博物学的）な観点から研究対象としたのが人類学だった。そこには、観察し分類する主体（人間）と、観察され分類される客体（人類）の分割があった⁽⁹³⁾。特に人骨を計測するようなヨーロッパの人類学者は、人文学（社会科学も含む）から距離を置き、自然科学に自らを位置づけた⁽⁹⁴⁾。

本稿で登場する日本の人類学者も、まさにこの知的系譜を濃厚に受け継いでいた。この形質人類学的な観点が作動するときには、その人が人間として何を言おうが、どのような思想を持とうがさておき、その「体質」から「人種徴表」を読み解きデータを抽出するための「材料」として見る。そこには、人が死と生とをめぐってどのような意味づけをしていようが、どのような感情をもとうが、いったんそれを否認してはじめて成立する解剖学的なまなごしがある。ここに、住民の死生観や宗教感情を二の次とする心性の根幹がある。

だが皮肉なことに、この日本人の人類学者たちも、ヨーロッパの人類学者から見れば極東の非－西洋人の一員である。実際、足立文太郎もヨーロッパ留学中に人種的コンプレックスをもっていたと伝えられる。それをきっかけに、彼は、ヨーロッパ人が最も進化した人種だとする説を否定するために自らの学説を構築していった⁽⁹⁵⁾。清野謙次もまた人種には「高等下等の区別」はないといった講演をおこなっていた⁽⁹⁶⁾。すなわち、かれらは欧米の白人中心の人種学を相対化しようとはしていた。

といっても、その相対化は〈西洋〉対〈非－西洋〉、〈白人〉対〈非－白人〉という軸が中心となっていた。近代日本のレイシズムの特徴は、欧米を中心とした白人至上主義（white supremacy）の人種秩序のなかで被差別意識をもった日本人が、大日本帝国内のレイシズムを看過してしまうという点にある⁽⁹⁷⁾。日本の人類学者らも、前者の意味でのレイシズムを相対化するための学説構築には実に積極的であったが、逆説的にそのことこそが、後者の意味での大日本帝国内のレイシズムに対する自己認識を妨げたのである。

これが、本意見書で植民地主義的ダブルスタンダードと呼ぶものの本質である。かれらは本州～九州の人骨収集にあたっては極めて慎重だったが、南島になるとそのたがが外れ、短期間に「手軽」に収集した。かれらはヨーロッパの知的コミュニティに学問的な「人間性」を認められるためにも、外国語を駆使し、豊かな教養を積んだ。しかし、その「人間的＝人文学的」な側面とは対照的に、かれらの人類学的営為は、思想をもち豊かな人間性をもった個々の人を、「人種集団」を統計的に解明するための「材料」とみなした。南島の「材料」が不足していたからこそ、それを収集するために墳墓から遺骨も大量に持ち去った。

これは何か「不純」な研究ではない。むしろかれらは科学的に「純粹」に探求しよう

としていた。しかし「純粹」な科学的営為だから何でも許されるわけでないことは、現代においても、それらが倫理や法と頻繁に衝突していることを考えれば、自明のことである。本州～九州と同様に、南島にも法や文化の制約があったはずなのに、それはやすやすと乗り越えられた。それは、「純粹」な人類学研究が、帝国大学とそれをとりまく権力と暴力のネットワークに守られ、大日本帝国の周辺部・植民地・占領地で展開されたからである。異議申立てが困難で、「日本人」と同化することこそが差別からの脱却だという権力が作動するなかで、学問の「純粹」さは担保された。その学問への情熱と愛情こそが、広範な墓暴きと大量の遺骨持ち去りを可能にしたのである。

注

- (1) このことは拙稿「批判と連帯」『文化人類学』74(2), 2009で論じた。
- (2) 以下では、トカラ列島や奄美諸島を含まない九州島のことを、単に「九州」と呼ぶことにする。
- (3) 1859年にフランスで Paul Broca がパリ人類学会を設立し、その後、1863年には英国でロンドン民族学会から分かれてロンドン人類学会ができ(1871年に両学会が統合して英国人類学協会となる)、1869年にはドイツでベルリン人類学会(翌年にはベルリン人類学民族学先史学会と改称)が設立された。
- (4) G. W. Stocking, *Bones, Body, Behavior*, The University of Wisconsin Press, 1988, p.9.
- (5) 日本の人類学史については、寺田和夫『日本の人類学』(思索社, 1975)、坂野徹『帝国日本と人類学者 1884-1952年』(勁草書房, 2005)に詳しい。
- (6) 清野謙次「官学に於ける特殊教室の虐待」(『改造』1926年1月号)は、帝大での人類学の「不遇」を嘆くとともに、形質人類学・民族学・考古学を備えた人類学教室を設けることを提言している。
- (7) 「日本人の解剖学 *Anatomie der Japaner*」3部作が代表作である(生前に出たのは第2部までで、第3部は木原卓三郎が完成させた)。日本語で出たものは『日本人体質之研究』(増補版, 荻原星文館, 1944)のみ。
- (8) 「金関丈夫博士年譜」, 金関丈夫博士古希記念委員会編『日本民族と南方文化』平凡社, 1968, pp.960-961.
- (9) 清野謙次先生記念論文集刊行会『隨筆・遺稿』京都大学医学部病理学教室, 1956, pp.8-9.
- (10) 清野謙次『古代人骨の研究に基づく日本人種論』岩波書店, 1949, p.101.
- (11) 清野謙次『日本石器時代人研究』岡書院, 1928, p.49.
- (12) 角田文衛「三宅宗悦博士」『考古学京都学派(増補)』雄山閣出版, 1997; 山本芳美「解説-三宅宗悦博士とその生涯」『台湾原住民研究』7, 2003; 新里貴之「奄美をフィールドとした人類学者: 三宅宗悦」面縄貝塚国史跡指定記念シンポジウム報告文, 2017.
- (13) 清野謙次「足立博士の人類学論文集を読む」『日本石器時代人研究』岡書院, 1928, p.379.
- (14) 清野謙次・金関丈夫『人類起源論』岡書院, 1928.
- (15) 前掲「金関丈夫博士年譜」p.961. 鹿児島大埋蔵文化財調査センターが所蔵する三宅宗悦資料のなかには、金関の「人種学」および「Anthropologie」の講義を聴講したときのノートがある。
- (16) 金関丈夫・三宅宗悦・水野清一『羊頭窪』東亜考古学会, 1942.
- (17) 渋谷章「清野謙次京大教授の寺宝窃盗事件」『科学朝日』1987. 6.
- (18) 三宅宗悦「総長時代の思ひ出」『考古学論叢』8, 1938.
- (19) 三宅宗悦「新居雑録」『考古学論叢』15, 1940.
- (20) 清野・前掲『古代人骨…』p.109.
- (21) Rudolf Martin, *Lehrbuch der Anthropologie in systematischer Darstellung* (初版 1914, 第2版 1928)。マルティンの「リベラル」な人類学とその政治的脈絡については、A. Morris-Reich, "Anthropology, stan-

- andardization and measurement,” *British Society for the History of Science*, 46(3), 2013, 清野謙次が好んで用いたモリソン (T. Mollison) の手法とレイシズム (人種差別) との関係については, A. Teicher, “Racial zigzags,” *History of the Human Sciences*, 28(5), 2015 を参照。
- (22) 金関丈夫の台北帝大の夏期講習講演 (1938 年) より (「南支南洋の人類相」『台北帝国大学解剖学第二講座論文集』v.3, 1940)。なお前掲の三宅宗悦による金関の講義ノート (1920 年代末) にも同様の記述がある。
- (23) 金関丈夫は次のように言う (「人類学者としての清野先生」, 前掲『隨筆・遺稿』p.137)。「清野先生は統計学的に正確な結論を得るには, 更に多くの古人骨を集める必要ありと考えられた。そして, ほとんど日本全土にわたって, 直接発掘により, 或は間接の蒐集によって, 千数百体の人骨を集められた。[...] これによっではじめて日本古代人の, 統計学上信頼出来る正確な計測数値が得られるのであった。」ドイツにおいても, 19 世紀半ばころから人類学者は, 初期の人類学者が当該人種の典型を示すとみなした人骨を計測するにとどまったことを批判し, 1860 年代末頃からは算術平均, 世紀転換期には推測統計を用いるようになった (A. Zimmerman, *Anthropology and Antihumanism in Imperial Germany*, Chicago U. P., 2001, pp.87-88)。
- (24) 清野・前掲『古代人骨…』p.107.
- (25) たとえば, Miyake, Soetsu, “Bericht über die Anthropologische Forschung in Japan 1934,” *Zeitschrift für Rassenkunde und Ihre Nachbargebiete*, 3, 1936.
- (26) 清野謙次・前掲『古代人骨の研究に基づく日本人種論』pp.124-131.
- (27) 三宅宗悦「奄美大島の人類学的興味」『京都府立医科大学新聞』64, 1934; 同「南島のことども」『京都帝国大学新聞』1935 年 3 月 5 日.
- (28) 三宅宗悦「南島の先史時代」『人類学・先史学講座』第 16 卷, 雄山閣, 1940, pp.41-42.
- (29) 金関丈夫「琉球人の人類学的研究 第一部 生体の研究」『人類学雑誌』45 (5 附録), 1930.
- (30) 金関丈夫「台湾居住民族を中心とした東亞諸民族の人類学」『形質人類誌』法政大学出版局, 1978.
- (31) 金関丈夫「琉球の旅」『歴史と地理』24(6), 1929, p.99.
- (32) 寺田・前掲『日本の人類学』p.214.
- (33) 三宅・前掲「奄美大島の人類学的興味」.
- (34) 三宅宗悦「南島の旅 二」『ドルメン』3(6), 1934. 以下, 三宅の「南島の旅」7 回分の連載 (『ドルメン』3(5)~4(3), 1933-34) は, その連載の回数をとって [南島 2] のように表す。
- (35) 以下, 金関の「琉球の旅」の連載 (『歴史と地理』24(6)~29(4), 1929-32) については, 「はしがき」以外にセクションの番号が 1~40 番まで振られているので, それによって [琉球 3] のように示す。「はしがき」は [琉球 0] とする。
- (36) 金関・前掲「琉球人の人類学的研究」p.14.
- (37) 『京都大学百年史 部局史編 1』1997, p.760.
- (38) 詳細は「人骨問題を考える連続学習会@京都大学」第 6 回 (2020. 1. 30) で私が報告した「台湾の人骨問題と日本-琉球」の配布資料を参照 (<https://honetori.exblog.jp/>)。
- (39) 金関丈夫「沖縄県那覇市外城嶽貝塚より発見せる人類大腿骨に就いて」『人類学雑誌』44(6), 1929.
- (40) 金関・前掲「琉球人の人類学的研究」p.14.
- (41) 金関丈夫博士古希記念委員会『日本民族と南方文化』平凡社, 1968.
- (42) 『琉球民俗誌』(1978) 収録の「琉球の旅」, p.268.
- (43) 許鴻樑「琉球人頭骨ノ人類学的研究」『国立台湾大学解剖学研究室論文集』v.2, 1948.
- (44) 鈴江懐がハンセン病の療養所 (九州療養所) の入所者の遺体を骨格標本にしていたことは, のちに問題となった (『日本経済新聞』2013. 5. 10)。
- (45) 蘇宗樑「客家系台湾人及琉球人側頭骨ノ人類学的並ニ耳科解剖学的研究」『国立台湾大学解剖学研究室論文集』v.5, 1949.
- (46) 金関丈夫・宮内悦蔵・和田格「琉球人ノ人類学的研究 第一部生体ノ研究——第 IV 報告 与那国島民ノ手掌紋ニ就イテ」『台湾医学会雑誌』38(7), 1939.
- (47) 「沖縄人骨の確認・移管検収書」(2019. 3. 11)。同書類は玉城毅氏らの沖縄県教委への文書開示請求に

より公開された文書の一部である。

- (48) 清野謙次『日本原人の研究』岡書院, 1925, p.212.
- (49) 金高勘次「琉球国頭郡運天に於て得たる現代沖縄人人骨の人類学的研究」『人類学雑誌』44(8), 1929. この論文の脱稿日は1928年12月15日であり, 金関がまだ調査に行く前に論文化された。清野が『日本石器時代人研究』(1928年1月序文, 5月刊行)を出した時点で784号までしかリストに掲載されておらず, その少しあとに収集されたものであると考えられ, この推察とも付合する。
- (50) 金関丈夫「沖縄県那覇市外城嶽貝塚より発見せる人類大腿骨に就いて」『人類学雑誌』44(6), 1929. なお, 金関の単独執筆論文で『清野研究室人類学論文集』に含められているのはこの論文のみで, 残り共著論文である。
- (51) 前掲『古代人骨……』p.115.
- (52) 「千突破の喜びをわかつ人もゐない, 笠利村の赤木名小学校の校庭で人骨の荷造りをすませて, 「キノノシウシウジンコツー〇〇〇トツパ」と京都へ打電した時の喜び, 祝盃をあげるべく酒の飲めない自分は宿で一人凱歌を吟んだものだ。」(三宅・前掲「奄美大島の人類学的興味」)。
- (53) 三宅宗悦「南島の古代葬制に就いて」『東京人類学会・日本民族学会 連合大会 第1回紀事』1936, p.144.
- (54) 来間恭「京大展望(42)」『大阪毎日新聞』1931. 6. 30.
- (55) 前掲『随筆・遺稿』p.135.
- (56) 三宅宗悦「大隅国徳之島喜念原始墓出土具製品及び出土人骨の抜歯に就て」『考古学雑誌』33(10), 1943.
- (57) 三宅・前掲「新居雑録」1939.
- (58) 前掲『古代人骨……』p.120.
- (59) 副葬品をはじめとした遺物については考古学研究室に移管された模様である。その後, それも結局総合博物館へ行った。
- (60) 『京都大学百年史 部局史編1』1997, pp.637-638. これに対し, 清野謙次の妻は「[[自然人類学]研究室に手紙を送り, 夫の志が果たされてとてもうれしいと述べた」という(「京都大学理学部自然人類学研究室」『季刊人類学』6(2), 1975)。
- (61) 2019. 7. 31, 京都府城陽市にてインタビュー。
- (62) Akira Tagaya, Jiro Ikeda, "A Multivariate Analysis of the Cranial Measurements of the Ryukyu Islanders (Males)," 『人類学雑誌』84(3), 1976, p.205. なお, 被告京都大学の山極寿一総長はちょうどこの頃に自然人類学研究室に在籍していたので, 当時の状況をむしろよく知っているに違いない。
- (63) 奄美三島連絡協議会が京大構内のゴミ箱で見つかった喜界島の遺骨箱(1123-1126号)の蓋と見られるものについて京大に問い合わせたのに対し(2018. 11. 19), 総務課は「1994年9月から12月頃に人骨を適切に保管するため保管箱を交換しました。ご指摘の遺骨は移し替えた保管箱に収納し, 現在, 本学総合博物館の収蔵庫において保管しています」と回答した(2018. 12. 4)。
- (64) 前掲『京都大学百年史 部局史編1』, p.632.
- (65) 『百按司墓木棺修理報告書』今帰仁村文化財調査報告書第18集, 今帰仁村教育委員会, 2004, p.47.
- (66) 表中に「1045 A・B」とあるが, これはまず現場で1045号の番号を振ったが, そののちに2例であることが分かり, A・Bに分割したものだだろう。三宅宗悦の「未発表人骨一覧」(注69参照)にも, そのようなカードが含まれている。
- (67) 土肥直美『沖縄骨語り』琉球新報社, 2018, p.179.
- (68) 新里貴之「京都大学総合博物館所蔵の南島遺物」『伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書16: 面縄貝塚総括報告書』伊仙町教育委員会, 2016, p.180-181.
- (69) 京都大学は被告第3準備書面(2020. 3. 30)において, 総合博物館のみならず理学研究科・医学研究科にも目録の存否を照会したが, 「存在しないことを改めて確認した」と結論づけている。ところが京大側は, そこから「751番以降は作成されなかった可能性がある」との奇妙な主張を「確実な証拠」もなく述べている。これは明らかに飛躍である。まず, 742~754号は, 番号に一部飛びがあるとはいえ, 1926年8月に北海道の網走地方で清野が収集した一連の人骨である(清野・前掲『日本石器時代

- 人研究』pp.299-312)。750号までカード化して、きりのよい数字だからといって、そこで突然カード目録作成を中断するとは全く考えられない。次に、三宅宗悦が残した資料には、「未発表人骨一覧」というラベルのついたカードが105枚分含まれている（鹿児島大学埋蔵文化財調査センター所蔵）。清野が作成したカードとは様式が異なり、「京都帝国大学医学部病理学教室」と印刷された図書カードに記入されたものだが、内容的に清野の目録から抜粋したと見て差し支えない。1枚に複数例の人骨Noが含まれているものも多く、47号から916号まで、飛び飛びに合計374例分が記載されている。そのうち751号以降の人骨は126例記載されている。917号以降の記載がないため、南島調査は含まれていないが、いずれにしても751号以降は作成されなかったという京大側の主張には、明らかに無理がある。紛失したと正直に認めるべきである。
- (70) 一方、金閔丈夫の方は、琉球・奄美のほか台湾や海南島の諸民族の人骨を広く収集したが、九州以北のものは、京都帝大在職時に清野謙次研究室の調査の一環としておこなわれたもの以外には全く確認されない。
- (71) 清野・前掲『古代人骨…』pp.105-106.
- (72) 清野謙次『日本原人の研究』岡書院, 1925, p.297.
- (73) 清野・前掲『古代人骨…』p.119.
- (74) 清野「第八篇 古墳と迷信」『日本考古学・人類学史』下巻, 岩波書店, 1955, pp.238-266.
- (75) 清野・前掲『古代人骨…』pp.115-122.
- (76) 三宅・前掲「南島の先史時代」pp.42-43.
- (77) 清野・前掲『古代人骨…』p.202.
- (78) 2019年7月22日付で、日本人類学会会長・篠田謙一が京都大学総長・山極壽一に宛てて出した「要望書」は、本件裁判を念頭に書かれたものであるが、一貫して「古人骨」と称している点は事実にも合わない。その他、「由来地を代表する唯一の組織」は地方公共団体だなどと、遺族や住民感情を無視しているなど、全体として学界の非公共的なエゴイズムとしか言いようのない内容である。
- (79) 詳細は板垣・前掲「台湾の人骨問題と日本-琉球」で論じたので、そちらを参照されたい。
- (80) Zimmerman, op. cit., *Anthropology and Antihumanism...*, p.150. かれらは、自分たち（ヨーロッパ人）を「文化民族」と自己認識する一方で、その研究対象は文化・歴史を欠く「自然民族」とみなした。
- (81) 滝川幸辰『刑法講義』改訂10版, 弘文堂書房, 1931, p.266.
- (82) 小野清一郎『刑法講義』有斐閣, 1932, pp.471-472.
- (83) 岡田朝太郎『刑法論』中外印刷出版部, 1927, pp.239-241.
- (84) これとは別に金閔の場合も、「借用」などとエッセイで記しておきながら、そのまま台北まで持っていったしまったものもある。たとえば表1のID9, 14などは表2にも登場する。
- (85) 運天の百按司墓から南城市の玉城までは、現代の道路でも90kmほどの距離がある。一方、奄美での約7日間の調査は笠利地域に集中しており、最北端の石原から最南端の土浜までせいぜい15kmほどである。
- (86) 内村祐之『わが歩みし精神医学の道』みすず書房, 1968, pp.186-188.
- (87) 三宅・前掲「南島の先史時代」p.41.
- (88) 三宅・前掲「奄美大島の人類的興味」。
- (89) 「南島の民族的興味」『鹿児島朝日新聞』1934. 5. 26.
- (90) 『大阪朝日新聞』1934. 5. 21; 『東京朝日新聞』1934. 5. 24夕。
- (91) いずれも詳細は前掲拙稿「台湾の人骨問題と日本-琉球」。
- (92) 国際博物館会議「イコム職業倫理規程」2004年10月改訂版, ICOM日本委員会訳 (<https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/index.php>)。
- (93) 「人間」と「人類」については、酒井直樹・西谷修『「世界史」の解体：翻訳・主体・歴史』以文社, 1999。近代学問の分化については、ウォーラーステイン『社会科学をひらく』藤原書店, 1996; 同『入門・世界システム分析』藤原書店, 2006。なお、哲学を中心とした人文学は、はじめ神学から自由な学問一般を包括するもので、自然科学も社会科学も含んでいたが、19世紀以降、そこから自然科学および社会科学が分化していった。

- ⑨4 Zimmerman, op. cit., *Anthropology and Antihumanism...*, pp.6-7.
- ⑨5 寺田・前掲『日本の人類学』p.217.
- ⑨6 「人種に高等下等の区別ありや 清野謙次講演」『奄美大島』1927年5月号。
- ⑨7 拙稿「日本のレイシズムとヘイトスピーチ」, LAZAK 編『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』影書房, 2016.

Opinion Statement for the Trial over the Restitution of Ryukyuan Human Remains

Ryuta Itagaki

This is an opinion paper which I submitted to the Kyoto District Courts regarding a trial over a claim for the restitution of the Ryukyuan human remains held in Kyoto University. First, tracing a genealogy of modern anthropological studies of human bones, I argue that the anthropologists in Kyoto Imperial University were characterized by a strong concern for the extensive collection of human remains for advanced statistical analyses. Second, I demonstrate that the Ryukyuan human remains in Kyoto Imperial University were collected by two anthropologists, Kanaseki Takeo in the Anatomy Laboratory in 1929 and Miyake Soetsu in the Pathology Laboratory in 1933, and that only the bones collected by the latter have been kept in Kyoto University because the former ones were transferred to Taipei Imperial University before 1945. Lastly, contrasting the “ease” with which human remains were collected in the southern islands with the care taken in Honshu, Shikoku and Kyushu, I describe their approach as a “colonial double standard” in which laws and ethics were not observed in the pursuit of “pure” scientific activity.

Key words : Anthropology, Human remains, Race, Colonialism, University

